

## 令和4年財務監査（定期監査）等結果報告書

神奈川県監査委員



本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和4年に実施した財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査（定期監査）及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報告を、同条第9項及び第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員小島健一及び監査委員作山ゆうすけを、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会に提出するとともに公表する。

令和4年10月11日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆうすけ	

## 目次

<b>第1</b>	<b>監査の種類</b>	1
<b>第2</b>	<b>監査の対象</b>	1
1	財務監査（定期監査）	1
2	行政監査	1
<b>第3</b>	<b>監査の着眼点</b>	1
<b>第4</b>	<b>監査実施箇所数</b>	1
<b>第5</b>	<b>監査実施期間</b>	2
<b>第6</b>	<b>監査の実施内容</b>	2
1	財務監査（定期監査）	2
2	行政監査	2
<b>第7</b>	<b>監査の結果</b>	3
1	監査結果の概要	3
(1)	本庁機関及び出先機関別内訳	3
(2)	局等別内訳	4
2	不適切事項	5
(1)	特記すべき事案	7
(2)	複数の機関で認められた事案	21
3	要改善事項	25
(1)	経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	25
(2)	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	30
4	箇所別の監査結果	31
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	31
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	91

## 第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

## 第2 監査の対象

### 1 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

## 第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

## 第4 監査実施箇所数

監査を実施した県機関は547か所で、その内訳は本庁機関195か所、出先機関352か所である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査（甲）243か所、監査（乙）304か所（うち書面調査163か所）である。

なお、出先機関352か所のうち、令和4年4月28日までに結果を取りまとめた90か所については、監査の結果に関する報告を、令和4年7月21日に議会、知事等に提出するとともに、同年8月19日付けで公表（公報登載）しており、本報告書では「既報告」と表記している。

区分	対象箇所	実施箇所			
		監査（甲）	監査（乙）	うち書面	計
本 庁 機 関	か所 197	か所 183	か所 12	か所 0	か所 195
出 先 機 関	352	60	292	(163)	352
重 点 所 属	18	18	0	0	18
大 規 模 所 属	12	5	7	0	12
中 規 模 所 属	62	24	38	0	62
小 規 模 所 属	7	1	6	(1)	7
業務定型的所属	253	12	241	(162)	253
計	549	243	304	(163)	547

（注）1 監査（甲）は監査委員による実地調査、監査（乙）は書記（事務局職員）による実地調査又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部）を実施している。

2 出先機関については、予算の規模などにより区分し、原則として、地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、総合防災センターなどの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとなどのサイクルで監査（甲）を実施することとしている。

## **第5 監査実施期間**

令和4年1月5日から同年9月22日まで

出先機関： 令和4年1月5日から同年9月14日まで

(職員調査は、令和3年12月1日から令和4年7月7日まで実施)

本庁機関： 令和4年7月19日から同年9月22日まで

(職員調査は、令和4年5月13日から同年8月10日まで実施)

## **第6 監査の実施内容**

### **1 財務監査（定期監査）**

令和3年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

### **2 行政監査**

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

## 第7 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が275件認められ、その内訳は、不適切事項269件（うち既報告35件）、要改善事項6件である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

#### (1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した275件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

指摘事項区分	令和4年監査			令和3年監査			比較増減		
	本庁 機関	出先 機関	計	本庁 機関	出先 機関	計	本庁 機関	出先 機関	計
不適切事項	件 66	件 203	件 269	件 53	件 190	件 243	件 13	件 13	件 26
要改善事項	3	3	6	3	6	9	0	△ 3	△ 3
計	69	206	275	56	196	252	13	10	23

## (2) 局等別内訳

指摘した 275 件の局等別の内訳は次のとおりである。

局 等	実 施 箇 所 数	指 摘 事 項 が 認められた箇所		内 訳			
		箇所数	件 数	不適切事項	要改善事項	箇所数	件 数
政 策 局	か所 20 (8)	か所 8	件 13	か所 8	件 13	か所 0	件 0
総 務 局	25 (14)	13	18	11	16	2	2
くらし安全防災局	8 (3)	3	5	3	5	0	0
国際文化観光局	5 (1)	3	3	2	2	1	1
ス ポ ー ツ 局	4 (1)	2	4	2	4	0	0
環 境 農 政 局	28 (16)	19	32	19	32	0	0
福 祉 子 ど も み ら い 局	25 (14)	14	25	14	24	1	1
健 康 医 療 局	25 (17)	12	27	12	26	1	1
産 業 労 働 局	19 (11)	6	12	6	12	0	0
県 土 整 備 局	36 (15)	16	32	16	31	1	1
会 計 局	3 (0)	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	28 (17)	10	14	10	14	0	0
議 会 局	4 (0)	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	196 (181)	66	83	66	83	0	0
各 委 員 会 等	9 (0)	1	1	1	1	0	0
公 安 委 員 会	112 (54)	5	6	5	6	0	0
計	547 (352)	178	275	175	269	6	6

(注) 1 実施箇所数の ( ) は、出先機関数で内数である。

2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを含めている。

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

## 2 不適切事項

不適切事項は 269 件で、令和3年監査に比べて 26 件増加し、2年連続の増加となっている。

不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が 14 件減少したものの 79 件と 3 年連続で最も件数が多くなったほか、支出の項目は 26 件増加し、2 番目に多い 64 件となっている。

(監査実施箇所数 令和4年：547か所、令和3年：551か所)

項目	令和4年監査		令和3年監査		件数比較 増減	対前年比率
	件数	構成率	件数	構成率		
財務監査	件 261	% 97.0	件 239	% 98.4	件 22	% 109.2
予算執行	10	3.7	18	7.4	△ 8	55.6
収入	16	5.9	9	3.7	7	177.8
支出	64	23.8	38	15.6	26	168.4
会計事務処理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
契約	79	29.4	93	38.3	△ 14	84.9
課税徴収	6	2.2	5	2.1	1	120.0
工事	13	4.8	18	7.4	△ 5	72.2
補助金	3	1.1	0	0.0	3	皆増
現金・有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財産	50	18.6	49	20.2	1	102.0
庶務	2	0.7	0	0.0	2	皆増
その他	18	6.7	9	3.7	9	200.0
行政監査	8	3.0	4	1.6	4	200.0
計	269	100.0	243	100.0	26	110.7

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため集計しても計と一致しない場合がある。

不適切事項の内容としては、契約の締結に係る手続を誤っていたもの、設計額の積算を誤っていたもの、予算の執行科目を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものが多数認められたほか、支払期限までに支払を行っていなかったもの、使用料等の調定が遅れていたものの、物品の出納に係る手続等を行っていなかったものなど事務処理の遅れや未処理によるものも多数発生していた。

不適切事項として指摘したものの中には、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態が6件、歳入の会計年度所属区分を誤っていた事態が1件見受けられたが、関係所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、歳入歳出決算書等の計数に誤りが生ずる結果となる。そして、今回指摘した7件のうち2件については、関係所属において適切な処置を講ずることができなかつたため、4年連続して歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となつた。また、令和3年度2月補正予算における予算編成支援システムへの入力誤りを修正するため、地方自治法施行令の規定に反して、会計年度経過後に5億3,748万余円の予算流用が行われたものがあり、決算の取りまとめに当たり、このような不適正な予算流用が行われていたことは認知できたと認められるにもかかわらず、適切な対応を執らないまま、その結果を歳入歳出決算事項別明細書の計数にそのまま反映させていた事態もあった。

さらに、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定した「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手續が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていない事態や、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた事態など法律・政令に違反する事態も昨年に引き続き見受けられた。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業については、県立高校6校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒へ貸与するために調達した通信SIMカードが有効に利活用されていなかつた事態（利用実績がないSIMカードに係る使用料等の支払額計213万余円）などが見受けられた。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足のほか、各所属における確認不足及び進行管理の不備などに起因するものと考えられることから、各所属においては、研修の実施、マニュアルの作成・充実等により関係法令等に係る理解の向上に努めるほか、進行管理表の作成、スケジュールの共有化等の具体的な措置を講じることなどにより、適正な事務の執行に向けて、より一層努力する必要がある。

一方、令和2年4月から内部統制制度が導入されたところであるが、不適切事項の件数は令和3年監査において大幅に増加し、今回も更に増加する結果となつたことなどから、本報告における監査委員による指摘等も踏まえ、全庁的に対応策を実施するリスクの見直しを行うなど、より効果的な内部統制の整備及び運用に向けて取り組んでいくことが重要である。

## (1) 特記すべき事案

不適切事項 269 件のうち、特記すべきものが次のとおり 74 件ある。

### ア 金額的に特記すべき事案

#### (7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

##### a 支出

- 令和2年度の県有建築物等点検業務委託料の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかったため、国への納付が遅れ令和3年9月となったものについて、不納付加算税及び延滞税計 119,300 円を支払っていた。

(総務局総務室 p34)

- 県有財産のインターネットによる売却に当たり、誤った内容により入札執行し、事後に無効としたものについて、インターネットシステム利用料1件、600,600 円を支払っていた。

(総務局財産経営部財産経営課 p34)

- 中原警察署管内に設置している街頭防犯カメラシステムの通信回線使用料について、同システムの運用が長期間にわたりできない状況となっていたにもかかわらず、中途解約した場合、再度契約する際に時間や新たな経費を要するなどとして、この間も契約を継続し、11 か月分 3,049,200 円を支払っていた。

(公安委員会生活安全部生活安全総務課 p89)

##### b 契約

- 令和3年度電話照会相談・住宅瑕疵担保履行法に基づく届出受付事務等業務委託契約（契約額 31,020,000 円）について、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の改正により事業者の届け出義務が年2回から1回となったことに伴う変更契約の締結に当たり、届出書類受付等の業務量を減少させる一方で、一部の事業者が誤って改正前の規定に基づき2回届出を行うことを想定して誤提出書類受付業務等を追加し、契約金額を変更しなかったところ、実際の誤提出件数が想定の件数を大幅に下回ったため、変更後の契約額が 2,049,830 円割高となっていた。

(県土整備局事業管理部建設業課 p60)

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、令和2年度に44名の生徒から貸与の申出があったことから、貸与を希望する生徒の状況を改めて確認することなく、令和3年度も同程度の枚数が必要だとして40枚を調達したところ、19枚が全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料62,700円並びに令和3年9月分及び同年10月分の使用料135,641円、計198,341円を支払っていた。

(教育委員会神奈川県立保土ヶ谷高等学校 p76)

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、5名の生徒から貸与の申出があったことに対し、予備が9枚必要だとして14枚を調達したところ、当該9枚については全く利用されないままであった。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初期事務手数料9,900円及び令和4年1月分から同年3月分までの利用料89,157円、計99,057円を支払っていた。

(教育委員会神奈川県立菅高等学校 p79)

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、貸与を希望する生徒の状況を改めて確認することなく、令和2年度の貸与実績に基づき再配当を受けた予算額の範囲内で調達可能であった68枚を令和3年9月に調達したところ、63枚については全く利用されないまとなっていて、同月30日にオンライン授業が終了したことに伴い同年10月29日に53枚を解約していたが、残りの10枚については、その後も契約を継続していた。また、貸与した5枚については、オンライン授業以外には使用実績がないにもかかわらず、その後も契約を継続していた。これらにより、貸与実績がない通信SIMカード63枚のうち、令和3年10月に解約した53枚については、初回登録手数料174,900円並びに同年9月分及び同年10月分の使用料337,825円、その後も契約を継続していた10枚については、初回登録手数料33,000円及び同年9月分から令和4年3月分までの使用料304,805円、貸与実績がある5枚については、令和3年10月分から令和4年3月分までの間の使用料144,627円、計995,157円を支払っていた。

(教育委員会神奈川県立橋本高等学校 p79)

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、生徒からの申出に基づかずに、令和3年9月及び同年10月においては24枚、同年11月から令和4年3月までの間においては5枚が必要だとして調達したところ、貸与した通信SIMカードは2枚であり、令和3年9月及び同年10月は22枚、同年11月から令和4年3月までは3枚の通信SIMカードについては全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料72,600円及び令和3年9月分から令和4年3月分までの使用料287,683円、計360,283円を支払っていた。

(教育委員会神奈川県立城山高等学校 p80)

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、30名の生徒から貸与の申出があったが、令和2年度と同程度の枚数が必要であるとして予備分30枚を含む60枚を調達したところ、予備分30枚については全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い57枚を解約していた。また、残りの3枚については非常時の予備として令和4年6月まで契約を継続していたが、全く利用されていなかった。これらにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料99,000円並びに令和3年9月分から令和4年3月分までの使用料356,895円、計455,895円を支払っていた。

(教育委員会神奈川県立横須賀南高等学校 p82)

### c 課税徴収

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、70,600円(本税)あった。その結果、上記の課税誤り1件、70,600円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が54,748円発生していた。 [既報告]

(総務局神奈川県神奈川県税事務所 p35)

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、147,200円(本税)あった。その結果、上記の課税誤り5件、147,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が122,851円発生していた。 [既報告]

(総務局神奈川県戸塚県税事務所 p36)

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、122,700円（本税）あった。その結果、上記の課税誤り1件、122,700円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が73,435円発生していた。

（総務局神奈川県高津県税事務所 p36）

#### d 工事

- 令和3年度県有緑地等緊急防災対策工事県単（その4）の変更設計額の積算に当たり、法枠工のラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（56,210,000円）が506,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（51,713,200円）が466,400円過大であった。

（政策局神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p32）

- 令和3年度公園整備工事（県単）その3地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額（5,610,000円）が88,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（5,385,600円）が84,700円過大であった。  
[既報告]

（県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p61）

- 令和2年度道路改良工事（県単）その27測量業務委託の変更設計額の積算に当たり、間接測量費の諸経費について、直接測量費から成果検定費を控除した額に諸経費率を乗すべきところ、これを控除しないまま諸経費率を乗じていたことから、諸経費を121,032円過大に計上するなどしていたため、変更後の設計額（23,782,000円）が132,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（19,490,900円）が107,800円過大であった。

（県土整備局神奈川県県西土木事務所 p65）

#### (1) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

##### a 工事

- 令和2年度交通安全施設補修工事県単（その1）交通安全施設等整備工事県単（その2）令和3年度交通安全施設等整備工事県単（その1）合併地下駐車場補修設計業務委託の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用いて積算していたため、変更後の設計額（37,422,000円）が737,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（34,543,300円）が679,800円過小であった。

（県土整備局神奈川県藤沢土木事務所 p63）

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

a 予算執行

- 県央地域県政総合センターが発注する豚熱防疫作業要員バス運行管理委託契約ほか 1 件（契約額計 11,718,420 円）に係る予算について、「（節）使用料及び賃借料」とすべきところ、「（節）役務費」として再配当していた。これにより、同センターが誤った節で執行していた。

（環境農政局農水産部畜産課 p41）

- デジタル化対応産業教育装置整備事業により整備する実習設備機器 16 点について、機器購入代計 110,806,993 円と合わせて、「（節）役務費」として執行されるべき保守点検料計 28,414,540 円（保守期間 4 年から 10 年まで）を令和 3 年度予算の「（節）備品購入費」として県立高等学校 11 校に再配当していた。

これにより、当該 11 校において、保守点検料を誤った節で執行していた。さらに当該保守点検料は前金払できる経費ではないにもかかわらず、機器の購入と合わせて複数年分を前金で支払っていた。

（教育委員会指導部高校教育課 p72）

b 収入

- 元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額 1 件、1,100,016 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。

（環境農政局神奈川県自然環境保全センター p42）

c 支出

- 豚熱対応に係る感染症防護キット等購入代ほか 7 件（契約額計 114,593,512 円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期日までに支払を行っていなかった。

（政策局神奈川県県央地域県政総合センター p32）

- 婦人科検診業務委託契約（単価契約、支払額 8,235,150 円）に係る令和 4 年 1 月分の支払額 1,473,340 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

（総務局組織人材部職員厚生課 p34）

- 神奈川県立体育センター等特定事業契約（契約期間：平成 29 年 4 月 27 日から令和 17 年 3 月 31 日まで、契約総額 21,542,116,104 円）に係る令和 3 年 4 月分から同年 6 月分までのサービス購入料 80,005,887 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

（スポーツ局神奈川県立スポーツセンター p39）

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）審査業務等委託契約（契約額 70,482,500 円）に係る増額変更分（概算払）17,200,150 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。  
(福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 p47)

- 児童一時保護委託費（施設委託費及び里親委託費）9 件、1,301,531 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 1 件、300 円を支払っていた。  
(福祉子どもみらい局神奈川県中央児童相談所 p49)

- 令和 3 年度先天性代謝異常等検査委託契約（単価契約、支払額 54,980,205 円）に係る令和 4 年 1 月分の支払額 4,390,596 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 1 件、300 円を支払っていた。  
(健康医療局保健医療部健康増進課 p53)

- 令和 2 年度酒系第 602 号山北町洒水の滝遊歩道等整備工事(その 2)に係る工事請負契約(契約額 203,381,200 円)の部分払金 12,880,000 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 [既報告]  
(企業庁神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p70)

#### (I) 財産管理に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの

- 15 年以上前に取得した鋼管柱 2 本（台帳価格計 1,321,000 円）について、当初の登録を失念していたことが判明したため、令和 3 年度に新規登録を行っており、工作物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。  
(政策局基地対策部基地対策課 p31)
- 工事により取得したデジタルパワーアンプ等備品 3 点（価格計 1,463,000 円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。  
(教育委員会神奈川県立厚木商業高等学校 p84)
- 中原警察署管内に設置している街頭防犯カメラシステム（台帳価格計 6,749,676 円）について、同システムの操作用パソコンが故障したにもかかわらず、速やかにパソコンの修理や交換を行っていなかったため、通信回線を介した防犯カメラの映像の確認及びダウンロードなど同システムの運用が長期間にわたりできない状況となっていた。  
(公安委員会生活安全部生活安全総務課 p89)

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 警備保安等業務委託契約（契約金額 42,240,000 円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に基づき行われた令和3年8月から同年11月までの間における警備業務について、仕様書で定める配置時間内に警備員が配置されていない時間があり、適正な業務の履行がなされていないにもかかわらず、各月分の委託料を全額（計 14,080,000 円）支払っていた。

（政策局神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p32）

- 一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約（契約総額 548,635,023 円、契約期間：令和2年7月1日から令和5年3月31日まで）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。 [既報告]

（国際文化観光局神奈川県パスポートセンター p39）

- 県営漁港整備事業（県単）本港・新港アンカーチェーン交換工事契約（契約額 14,419,900 円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。

（環境農政局神奈川県西部漁港事務所 p45）

- 令和3年度保育実技講習会業務委託契約ほか1件（契約額計 28,269,670 円）について、研修実施方法や受講者数を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。

（福祉子どもみらい局総務室 p46）

- 令和3年度における津久井やまゆり園の管理に関する協定ほか1件（指定管理料計 484,391,500 円、協定期間：令和3年8月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、協定締結日である令和3年8月24日から遡及して同年8月1日から協定の効力が生じることとしていた。

（福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 p47）

- 神奈川県生活保護総合情報システムの再構築に係る業務委託契約（契約総額 51,698,900 円、契約期間：令和2年11月16日から令和4年1月31日まで）について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、誤ってプロポーザル方式により受託者を決定し、随意契約を行っていた。

（福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 p48）

- 業務システム運用保守業務委託契約（契約総額 44,913,000 円、契約期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。

(健康医療局神奈川県衛生研究所 p53)

- 令和2年度下半期動物収容車・公用車運行管理委託契約（契約額 12,429,780 円）に係る令和3年3月分（支払額 2,071,630 円）の履行確認に当たり、同契約に基づく管理業務である車両の継続検査が実施されていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、代金全額を支払っていた。

(健康医療局神奈川県動物愛護センター p56)

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付等業務委託ほか26件（契約額計 7,056,209,805 円）について、予定価格が 100 万円を超える随意契約であったため、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が3月を超えて遅れており、このうち令和2年度に契約を締結していた5件、1,114,578,542 円については、公表が1年以上遅れていた。

(産業労働局総務室 p57)

- 令和3年度予算で執行する神奈川県立東部総合職業技術校訓練用ネットワークシステム運用支援業務委託契約（契約額 10,483,000 円）の締結に当たり、会計局指導課長通知に反し、令和2年度である令和3年3月30日に契約を締結していた。また、履行遅滯に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.5%としていた。

(産業労働局神奈川県立東部総合職業技術校 p59)

- 令和3年度建設資材価格実態調査業務委託（契約額 19,043,200 円）について、変更契約の締結前に完了届の提出を受け検査を行っていた。

(県土整備局都市部技術管理課 p61)

- 河川監視カメラ設備等保守点検業務委託契約（契約額 13,332,000 円）の入札に当たり、競争参加資格のうち登録業種について、一般委託の営業種目である「電気通信設備保守管理委託」とすべきところ、工事の営業種目である「電気通信」としていた。

(県土整備局神奈川県西土木事務所小田原土木センター p66)

- 令和3年度県営住宅管理システム運用等業務委託（契約額 56,409,210 円）について、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第12条及び「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。

(県土整備局神奈川県住宅営繕事務所 p67)

- 令和元年度酒系第111号三保ダム管理用制御処理設備更新工事（公共）（契約額 540,568,600 円）について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和3年3月 15 日までに変更契約を締結すべきところ、同月 31 日に変更契約を締結していた。〔既報告〕

(企業庁神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p70)

- 特別支援学校が締結するスクールバス運行業務委託契約のうち車両の償却期間が満了したものについて、事前公募方式により受注者を決定するよう、当該業務を実施する各特別支援学校に通知していた。これにより、平塚養護学校など特別支援学校 13 校におけるスクールバス運行業務委託契約 17 件（契約額計 189,437,258 円）に係る受注者の選定に当たり、当該業務が専門的知識等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないにもかかわらず、各学校が事前公募を行い、予定していた事業者と一括随意契約を締結していた。

(教育委員会支援部特別支援教育課 p73)

- スクールバス運行業務委託契約 3 件（契約額計 46,044,460 円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年 2.5% とすべきところ、年 2.6% としていた。

(教育委員会神奈川県立茅ヶ崎養護学校 p87)

- 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託契約ほか 54 件（契約額計 4,443,201,096 円）について、平成20年3月 28 日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が 100 万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(公安委員会総務部会計課 p89)

- 駐在所機械警備業務委託契約（契約総額 11,399,520 円、契約期間：令和2年 8 月 1 日から令和7年 3 月 31 日まで）について、令和3年 8 月 13 日からの業務内容変更に伴う変更契約に当たり、同月 30 日に変更契約を締結していた。

(公安委員会地域部地域総務課 p89)

(カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの

- 農林水産省からの依頼に基づき、国費負担により実施されている農畜産物、飼料、加工品及び副産物等の放射性含有実態調査に係る県内産農産物の検査について、令和2年度に計画していた9種類・9検体の検査を実施していなかつたにもかかわらず、職員が架空の検査結果を作成し、県ホームページ等で公表していた。この結果、令和3年4月に架空データの掲載が発覚し、上記9種類・9検体のうちその時点で採取可能な3種類・3検体を改めて検査するに当たって、県が負担する必要がなかった検査費用43,290円を支払っていた。

(環境農政局農水産部農業振興課 p41)

- (細事業) 津久井やまゆり園新築工事費(予算現額2,160,925,445円)について、令和3年度2月補正予算において、「(節) 委託料」については3,258千円の減額、「(節) 工事請負費」については540,742千円の減額とすべきところ、予算編成支援システムへの入力を誤り、「(節) 委託料」については540,742千円の減額、「(節) 工事請負費」については3,258千円の減額と誤って計上していた。そして、その誤りを修正するため、地方自治法施行令の規定に反して、会計年度経過後の令和4年5月に、「(節) 工事請負費」から「(節) 委託料」に537,483,800円の予算流用を行っていた。

(福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 p47)

#### イ 内容的に特記すべき事案

(ア) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

- 該当なし。

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 支出

- 豚熱対応に係る感染症防護キット等購入代ほか7件(契約額計114,593,512円)について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期日までに支払を行っていなかった。【再掲】

(政策局神奈川県県央地域県政総合センター p32)

- 児童一時保護委託費(施設委託費及び里親委託費)9件、1,301,531円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。【再掲】

(福祉子どもみらい局神奈川県中央児童相談所 p49)

- 高等部B部門2年校外学習に係る入場料7件、10,500円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。

(教育委員会神奈川県立金沢養護学校 p86)

- 廉房機器点検清掃料ほか2件、372,350円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立鎌倉養護学校 p87)

(b) 契約

- 豚配合飼料売買契約（支払額3件、6,163,971円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

(環境農政局神奈川県畜産技術センター p44)

- 4月分後納郵便料ほか4件（支出額計539,332円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。

(健康医療局神奈川県平塚保健福祉事務所 p54)

- 一般廃棄物収集運搬料（4月分）ほか22件（単価契約、支払額計156,356円）並びに全国普通科高等学校長会総会・研究協議会参加費及び資料費1件、6,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立横浜立野高等学校 p75)

- データS I M通信料（4月分）ほか11件（支払額計77,880円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立新栄高等学校 p77)

- 災害用浄水器保守点検業務委託1件、33,000円及び令和3年4月分から同年6月分までの新・転入職員に係る抗体検査及び予防接種料ほか3件（単価契約、支払額計501,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立横浜南養護学校 p86)

- スクールバス運行業務委託契約3件（契約額計 46,044,460円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.5%とすべきところ、年2.6%としていた。【再掲】

（教育委員会神奈川県立茅ヶ崎養護学校 p87）

(c) 財産

- 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されていたものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料4件、5,280円が徴収不足であった。

（環境農政局神奈川県農業技術センター足柄地区事務所 p43）

- 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されていたものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料4件、4,360円が徴収不足であった。

（環境農政局神奈川県水産技術センター p45）

- 電柱の設置などのための行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う行政財産の使用許可の変更について、令和3年4月1日までに変更許可すべきところ、同年8月31日に許可を行っているものが1件、同年12月1日に許可を行っているものが17件あった。

また、行政財産の使用許可の更新2件について、令和3年4月1日までに更新許可すべきところ、これを行わなかったため、許可がないまま電柱等が設置されていた。なお、その後、同年8月31日に翌日を始期とする許可を行っていた。

（福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 p47）

- 鎌倉保健福祉事務所が管理する自家用小型貨物車等の自動車3台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている6月又は12月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。

（健康医療局神奈川県鎌倉保健福祉事務所 p55）

- 運行管理を委託した自家用小型貨物自動車1台について、令和3年3月25日に自動車検査証の有効期間が満了した後、道路運送車両法で使用者に義務付けられている継続検査を行わないまま、同年6月2日までの間、9回にわたり運行の用に供していた。

（健康医療局神奈川県動物愛護センター p56）

- 貸借により調達した複写機1点及び購入により取得した備品2点（価格計187,990円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。【既報告】

(県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p61)

- 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電話柱に共架電線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料3件、3,960円が徴収不足であった。

(教育委員会神奈川県立厚木高等学校 p84)

(d) その他

- 平成31年度七沢リハビリテーション病院敷地内国有地の土地所在図及び地積測量図作成業務委託ほか4件に係る所得税及び復興特別所得税5件、計180,121円について、法定納期限内に源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、延滞税1,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。

(健康医療局総務室 p52)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

- 鎌倉保健福祉事務所が管理する自家用小型貨物車等の自動車3台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている6月又は12月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。【再掲】

(健康医療局神奈川県鎌倉保健福祉事務所 p55)

(1) 予算目的に著しく反しているもの

- 該当なし。

(2) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

- 15年以前に取得した鋼管柱2本（台帳価格計1,321,000円）について、当初の登録を失念していたことが判明したため、令和3年度に新規登録を行っており、工作物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。【再掲】

(政策局基地対策部基地対策課 p31)

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付等業務委託ほか26件（契約額計7,056,209,805円）について、予定価格が100万円を超える随意契約であったため、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が3月を超えて遅れており、このうち令和2年度に契約を締結していた5件、1,114,578,542円については、公表が1年以上遅れていた。【再掲】

(産業労働局総務室 p57)

- 河川区域内における線類 18 本の設置を目的とする土地の占用許可について、平成 29 年度に許可申請を受けたにもかかわらず、令和 3 年 9 月 14 日まで線類 11 本の許可を行っておらず、許可手続が著しく遅れていた。これにより、令和 3 年度の土地占用料 11 件、706 円が徴収不足であった。

(県土整備局神奈川県県西土木事務所 p65)

- 令和 2 年度第 1 期分授業料 1 件、29,700 円について、就学支援金から授業料に充当すべきところ、誤って保護者から徴収しており、還付処理を行うまでに誤徴収した日から 1 年を超える期間を要していた。

(教育委員会神奈川県立藤沢清流高等学校 p84)

**b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの**

- 該当なし。

**c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの**

- 該当なし。

**d 業者等への支払の期限を 6 月以上遅延しているもの**

- 平成 31 年度七沢リハビリテーション病院敷地内国有地の土地所在図及び地積測量図作成業務委託ほか 4 件に係る所得税及び復興特別所得税 5 件、計 180,121 円について、法定納期限内に源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、延滞税 1,000 円の賦課決定を受けて同額を納付していた。【再掲】

(健康医療局総務室 p52)

- 現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和 3 年 5 月分給与（1 名分、254,448 円）について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和 3 年 5 月 17 日に支給すべきところ、令和 4 年 1 月 28 日に支給していた。その結果、遅延損害金 1 件、5,353 円を支払っていた。

(健康医療局神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター p55)

## (2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。（上記(1)で示した事案も含む。）

### ア 予算執行

- 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあった。（6か所）  
この不適切な取扱いは、予算の執行における科目についての理解や確認が不十分であったことなどによるものである。

### イ 収入

- 使用料等の調定に当たり、3月を超えて遅れていたものがあった。（8か所）  
この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、歳入の早期確保の観点から債権発生後に速やかに調定を行うという認識が欠如していたことなどによるものである。

### ウ 支出

- 公共料金等の支払に当たり、支払期限までに支払を行っていなかったものがあった。（39か所）  
この不適切な取扱いは、所要の手續を失念していたこと、会計管理システムによる決裁完了の確認や進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 講師等謝礼金の支払に当たり、事業実施後3月を超えて遅れていたものがあった。（8か所）  
この不適切な取扱いは、所要の手續を失念していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 緊急でかつ予期しなかった経費に該当しないにもかかわらず、職員が立て替えて支払っていたものがあった。（3か所）  
この不適切な取扱いは、予算の執行に係る規定等についての理解が不十分であったことなどによるものである。

### エ 契約

- 履行確認に当たり、検査調書を作成していなかったもの又は検査調書を作成していなかった場合に必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかったものがあった。（17か所）  
この不適切な取扱いは、所要の手續を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 隨意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていたものがあった。 (9か所)  
この不適切な取扱いは、見積合せを省略できる要件に対する理解が不十分であったこと、応札者が一者のみであったことから見積書の提出も一者のみで足りると認識していたことなどによるものである。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与するために調達した通信SIMカードについて、利用実績がないのに通信SIMカードの初回登録手数料、使用料等を支払っていたものがあった。 (6か所)  
この不適切な取扱いは、通信SIMカードの調達枚数の検討が不十分であったことなどによるものである。
- 契約の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率や賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率としていなかつたものがあった。 (5か所)  
この不適切な取扱いは、契約締結時に適用される率の確認が不十分であったこと、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことなどによるものである。
- 契約期間の開始日が令和3年4月1日である契約について、契約日が令和3年4月2日以降であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていたものがあった。 (4か所)  
この不適切な取扱いは、契約書作成時の確認が不十分であったことなどによるものである。
- 契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していたものがあった。 (4か所)  
この不適切な取扱いは、契約書の作成を省略できる要件に該当すると誤認していたことなどによるものである。
- 変更契約をすべきところ、行っていなかったものがあった。 (4か所)  
この不適切な取扱いは、仕様の変更を口頭で行ったことで変更契約の締結は必要ないと誤認していたことなどによるものである。

## **オ 課税徵収**

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものについて、課税誤りの返還に当たり、遅延損害金が発生していたものがあった。（5か所）

この不適切な取扱いは、課税資料収集時の確認が不十分であったことなどによるものである。

## **カ 工事**

- 工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、所要の費用を過大に計上して積算していたことなどにより、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小となっていたものがあった。（11か所）

この不適切な取扱いは、積算基準の理解や検算者の確認が不十分であったことなどによるものである。

## **キ 財産**

- 行政財産の使用許可、教育財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けの手続を行わずに電柱等が設置されていたものに係る不当利得返還請求権に基づく使用許可等前の期間に係る使用料等相当額の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徵収できなかったものがあった。（11か所）

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。

- 物品の管理に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手続などを行っていないかったものがあった。（7か所）

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 行政財産の使用許可又は教育財産の目的外使用許可を行わずに、電柱に通信線等が共架されていて、使用料を徵収していないかったものがあった。（5か所）

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。

- 行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けについて、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可又は変更契約を行っていないかったものがあった。（3か所）

この不適切な取扱いは、変更許可等を行う必要がないと誤認したことなどによるものである。

## ク その他

- 謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかったものがあった。(18か所)  
この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

### 3 要改善事項

要改善事項の6件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

#### (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

##### ア 県税事務所等における公用車の稼働状況に関する件

(総務局財政部税制企画課)

県税事務所及び自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）において、県税の賦課徴収や滞納整理等の用務のために保有している業務用の車両（以下「公用車」という。）について、稼働率が総じて低調となっており十分有効に活用されていない状況となっていた。

横浜県税事務所ほか 12 県税事務所等においては、県税の賦課徴収や滞納整理などの用務のために公用車を保有しているが、公用車の県税事務所等への配備については、総務局財政部税制企画課（以下「税制企画課」という。）が所管している。そして、平成 29 年度から令和 3 年度までの各年度末における公用車の保有台数及び各年度の稼働状況は表のとおりとなっている。なお、財務省が平成 29 年度に実施した予算執行調査によれば、各国税局等及び税務署において、税務調査等の際の移動手段として利用する公用車について、平成 28 年度における年間の平均稼働日数は 140.4 日、平均稼働率は 57.8% となっており、県税事務所等における公用車の平均稼働日数及び平均稼働率は、各年度ともこの数値を大きく下回る結果となっている。

（表）13 県税事務所等における公用車の保有台数及び稼働状況

年度	保有台数(注)1	稼働状況	
		平均稼働日数(注)2	平均稼働率(注)3
平成 29 年度	48 台(65 台)	70.4 日	28.8%
平成 30 年度	48 台(60 台)	78.1 日	32.0%
令和元年度	49 台(54 台)	80.4 日	33.5%
令和 2 年度	48 台(50 台)	51.6 日	21.3%
令和 3 年度	48 台(48 台)	43.6 日	18.0%

（注）1 各年度末における保有台数を示し、（）内は年度途中の払出分を含んだ総保有台数を示している。

2 平均稼働日数は、次の方法により算出している。

全事務所における公用車の年間稼働日数の総和 ÷ 全事務所における総保有台数

3 平均稼働率は、次の方法により算出している。

全事務所における公用車の年間稼働日数の総和 ÷ (年間開庁日 × 全事務所における総保有台数)

4 平均稼働日数及び平均稼働率の算出において、年度途中に受払があった車両については、当該車両の稼働日数を稼働月数で除して 12 を乗じることにより年間稼働日数を算出している。

表のとおり、令和 2 年度及び令和 3 年度の平均稼働率は他の年度に比べて低くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられることから、その影響を排除するため、平成 29 年度から令和元年度までのデータにより公用車の稼働状況を分析したところ、次のとおりとなっていた。

まず、公用車の稼働率を県税事務所等の別にみると、平成 29 年度では 17.4% から 46.2% まで、平成 30 年度では 24.0% から 42.3% まで、令和元年度では 22.1% から 65.4% までとなっていて、県税事務所等により稼働率には相当の差が生じていた。そして、稼働率が 5 割未満となっているのは、平成 29 年度では 13 県税事務所等（100.0%）、平成 30 年度では 13 県税事務所等（100.0%）、令和元年度では 11 県

税事務所等（84.6%）となっており、さらに、稼働率が3割未満となっているのは、平成29年度では9県税事務所等（69.2%）、平成30年度では7県税事務所等（53.8%）、令和元年度では7県税事務所等（53.8%）となっていた。

次に、公用車の稼働率を車両単位でみると、各年度末に保有する公用車の平均稼働率は、平成29年度で33.2%、平成30年度で36.6%、令和元年度で35.4%となつていて、各年度とも低調なものとなっていた。そして、稼働率が5割未満となっている公用車は、平成29年度で13県税事務所等の41台（保有する公用車の85.4%）、平成30年度で13県税事務所等の41台（同85.4%）、令和元年度で12県税事務所の44台（同89.8%）となっており、さらに、稼働率が3割未満となっている公用車は、平成29年度で11県税事務所等の24台（同50.0%）、平成30年度で11県税事務所等の19台（同39.6%）、令和元年度で8県税事務所等の17台（同34.7%）となっていた。

以上のように、県税事務所等が保有している公用車については、県税事務所等の別でみても、車両単位でみても、その稼働率は総じて低調となつておらず、公用車が十分有効に活用されていない状況となっていた。

したがって、税制企画課において、県税事務所等が保有する公用車の有効活用を図るため、稼働率の低い公用車について、県税事務所等間での管理換えを行うことに加え、関係各機関と調整の上、県税事務所等以外の他所属への管理換えを行うなど、県税事務所等における公用車の配備を適時適切に見直すよう改善する必要がある。

#### イ 藤沢合同庁舎における警備業務委託契約に関する件

（総務局神奈川県藤沢県税事務所、福祉子どもみらい局神奈川県立かながわ男女共同参画センター）

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

藤沢合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）において、合同庁舎の庁舎管理者である藤沢県税事務所（以下「県税事務所」という。）が合同庁舎全体を対象として警備業務を実施している一方、合同庁舎に入居しているかながわ男女共同参画センター（以下「センター」という。）も不審者対応等の警備業務を実施しており、同一庁舎内で2つの警備業務が別個に行われていた。

合同庁舎には、県税事務所やセンターなど4つの県機関が入居しており、時間外、休日等における合同庁舎全体の警備業務については、県税事務所が合同庁舎総合管理業務契約（契約額8,965,000円、うち警備業務6,075,188円）を締結し、空調設備管理業務及び環境衛生管理業務と合わせ、外部事業者に委託して実施している。一方、センターも、時間外、休日等における配偶者暴力相談の実施などに当たり、不審者等への対応や利用者の入退館管理を目的として、上記の契約とは別個に警備業務委託契約（契約額3,469,400円）を締結し、警備業務を実施している。

このように庁舎全体の警備業務とは別個に警備業務委託契約を締結していることについて、センターは、平成27年4月に江の島から合同庁舎へ移転した際、配偶者暴力相談に関する不審者への対応などは合同庁舎の警備業務の範囲外であったため、庁舎管理者である県税事務所と調整した結果、警備の目的が異なるという理由

で、同年 10 月から合同庁舎全体を対象とした警備業務とは別個に委託契約を締結し、警備員を配置することとしたことによるとしている。

しかしながら、これらの業務はいずれも同一庁舎内の警備業務であり、センターの警備業務委託契約に係る仕様書においても、合同庁舎全体の警備業務と相互に関連性があるとして、センターの警備員は合同庁舎の警備員と連携を図り、センターを含めた合同庁舎全体の業務が円滑に遂行されるよう努めなければならないとされていることも踏まえると、センターが委託している警備業務の内容を、合同庁舎全体の警備業務の仕様に追加して実施することには特段の支障があるとは認められない。そして、2つの所属が別個に委託している警備業務を一括して委託することにより、現状では、双方の警備業務において警備員が重複して配置されている時間帯について、より効率的な人員配置が可能となることにより、経費削減効果が期待できるところである。さらには、センターが毎年度行っている契約事務に係る負担が軽減され業務効率の向上にも資することになる。

したがって、合同庁舎における警備業務について、経費削減や業務効率の向上に資するため、県税事務所とセンターが協議し、一括して警備業務を委託するよう改善する必要がある。

#### ウ 小児救急電話相談業務委託契約に関する件

(健康医療局保健医療部医療課)

健康医療局保健医療部医療課（以下「医療課」という。）において、小児救急電話相談事業「かながわ小児救急ダイヤル」（以下「小児救急ダイヤル事業」という。）について、相談業務を実施する時間帯等が異なる2件の委託契約を締結し事業を実施していたが、両契約における委託業務の内容が同様なものとなっているにもかかわらず、一方の契約では競争入札により受注者を決定しているのに対して、他方の契約では契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。

医療課は、夜間等における小児の体調の急変等に関する電話相談を受け付け、家庭での対処法など適切な助言等を行う小児救急ダイヤル事業を平成 17 年 7 月から実施している。

そして、医療課は、小児救急ダイヤル事業について、事業開始時から地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター（平成 22 年 3 月 31 日以前は神奈川県立こども医療センター。以下「こども医療センター」という。）に委託して、18 時から 22 時までの時間帯に2回線による相談業務（以下「当初分の相談業務」という。）を実施してきたが、事業拡充の要望を受け、平成 22 年 3 月以降、回線数の増加や相談時間の延長等の対応を行うこととした。その際、こども医療センターは、回線数の増加や相談時間の延長等への対応ができないことから、医療課は、18 時から 22 時までの時間帯の1回線、22 時から 24 時までの時間帯の2回線及び 24 時から翌朝 8 時までの時間帯の1回線による相談業務（以下「拡充分の相談業務」という。）については、別途、一般競争入札により委託する事業者を決定することとした。

上記のような経緯から、医療課は、令和 3 年度の小児救急ダイヤル事業について、

次のとおり、2件の委託契約を締結し事業を実施していた。

すなわち、当初分の相談業務については、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、こども医療センターを契約予定者とする事前公募を行ったところ受注希望者がいなかつたことから、こども医療センターと一者随意契約（契約額13,089,923円）を行っており、また、拡充分の相談業務については、一般競争入札により決定したオフィスピケット株式会社（以下「オフィスピケット社」という。）と委託契約（契約額13,860,000円）を締結していた。

そこで、両契約の仕様書により委託業務の内容を確認したところ、小児科医師による支援体制を確保するための手段に相違はあるものの、両契約とも委託業務の内容は同様なものとなっていた。そして、両契約による相談業務については、18時から22時までの時間帯が共通しており、当該時間帯においては両者が一体となって3回線で相談業務に当たっていること、また、これまで一般競争入札により委託する事業者を決定し事業を実施してきた中で、オフィスピケット社を含め当該事業者による拡充分の相談業務において、特段の支障が生じていないことなどから、当初分の相談業務に係る契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約とする理由は認められず、拡充分の相談業務と一括して競争入札とすることが可能であると認められる。

なお、医療課は、こども医療センターを契約予定者とする事前公募に当たり、業務実施要件の一つとして、県内の小児医療機関と連携をとることができる県内の小児科標榜病院であることを設定していたが、上記のとおり、一般競争入札により決定した事業者において、特段の支障なく拡充分の相談業務が実施されていることからすれば、このような業務実施要件を設定することは、競争性を著しく制約するものであり適切とは認められない。

そして、当初分の相談業務と拡充分の相談業務とを一括して競争入札とすることにより、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。さらには、調達規模等の拡大が図られることにより経費削減効果も期待できるところである。

したがって、かながわ小児救急ダイヤル事業に係る契約について、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、当初分の相談業務と拡充分の相談業務とを一括して競争入札とするよう改善する必要がある。

## エ 厚木土木事務所津久井治水センターの冷温水機保守点検業務委託契約に関する件

（県土整備局神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター）

厚木土木事務所津久井治水センター（以下「センター」という。）において、津久井合同庁舎における冷温水機の保守点検業務について、一括して発注することができたのに、冷房期間（6月1日から9月30日まで）と暖房期間（12月1日から3月31日まで）とに契約期間を分割して発注を行い、いずれも予定価格が50万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っていた。

センターでは、津久井合同庁舎の管理業務を行っており、同庁舎の冷暖房用に設置された冷温水機の保守点検業務について、外部業者に委託して実施している。

そして、センターは、委託先業者への発注に当たっては、冷房期間と暖房期間と

に契約期間を分割して行っており、いずれも予定価格が 50 万円未満であることから、神奈川県財務規則運用通知第 50 条の2関係第4項第5号を適用して見積合せを省略し、同一業者と一者随意契約をしており、その契約額は両期間とも 356,400 円であった。

しかしながら、本件業務は、上記のように契約期間を分割して発注しなければならないものではなく、一括して発注することが可能であったものであり、一括して発注することとすれば、令和3年度の契約における予定価格から判断すると、見積合せを行うこととなるため、契約の競争性、透明性等が向上することになるほか、契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。

したがって、今後、冷温水機の保守点検業務の発注に当たっては、契約の競争性、透明性等を向上させるとともに、業務効率の向上に資するため、契約期間を分割して発注するのではなく、一括して発注するよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア 神奈川県立神奈川近代文学館の寄贈資料の評価に関する件

(国際文化観光局文化課)

神奈川県立神奈川近代文学館（以下「近代文学館」という。）に寄贈された文学資料（以下「寄贈資料」という。）について、古書等の高額な寄贈資料の評価額が長期間にわたり定められておらず、地方自治法施行令第166条第2項に定める財産に関する調書に係る計数の正確性が担保されない状況となっていた。

近代文学館では、毎年、多数の文学資料の寄贈を受けており、平成29年度から令和3年度までの5年間で約5万点の文学資料が寄贈されている。

寄贈資料については、「神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書」に基づき、近代文学館の指定管理者である公益財団法人神奈川文学振興会（以下「振興会」という。）が寄贈を受けた後、県に無償譲渡することとされており、その上で、改めて振興会が県から無償貸付を受けることとされている。

このため、寄贈資料は県有物品となることから、その物品管理者は、神奈川県財務規則の規定に従って、当該物品に類似する物の価格を基準として寄贈資料の評価額を定めることとなる。そして、評価額が100万円以上の物品については、財産に関する調書において、物品の区分ごとにその決算年度末現在高等が登載されることとなる。

しかしながら、近代文学館の指定管理業務を所管する国際文化観光局文化課（以下「文化課」という。）は、寄贈資料について、備品として管理するのであれば評価を行わなくても問題ないとして、平成30年度に至るまで長期間にわたり物品管理者としての評価額を定めていなかった。

こうしたことから、文化課は、平成30年8月に、振興会と「神奈川近代文学館寄贈資料の評価に関する覚書」を締結し、寄贈資料の評価を振興会に行わせることとしたが、そのスケジュールは、平成30年度中に寄贈資料の評価に着手して概ね10年以内に全資料の評価を終えるとしているものの、評価を行う情報を得やすい寄贈資料から順次評価することとされており、50万円以上と想定される古書等の高額な寄贈資料については、寄贈資料の種類に応じて、令和4年度又は令和5年度から評価を開始することとしていた。

このため、評価額が100万円以上となる寄贈資料の状況が、その存在の有無を含めて判明するまでには、更に長期間を要することとなり、この間は、財産に関する調書に係る計数の正確性が担保されない状況となっている。

したがって、財産に関する調書に係る計数の正確性を担保するため、寄贈資料の評価スケジュールを適切に見直し、高額な寄贈資料の評価ができるだけ早期に終えることができるよう改善する必要がある。

#### 4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は 178 か所であり、また、認められなかつた箇所は 369 か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

##### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

###### ア 政策局（8か所、13件）

###### (1) 本庁機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
基地対策部 基地対策課	令和4年8月30日（令和4年7月7日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、15 年以上前に取得した鋼管柱2本（台帳価格計 1,321,000 円）について、当初の登録を失念していたことが判明したため、令和3年度に新規登録を行っており、工作物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。[特記前出]

###### (1) 出先機関（7か所、12件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県統計センター [既報告]	令和4年3月2日（令和3年12月2日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、統計調査員等への報酬に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、 515,635 円並びに市県民税 1 件、 15,100 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立公文書館	令和4年5月20日（令和4年2月2日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約額849,045円）について、令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館に伴う自動販売機設置場所の貸付料減額（25,587円）に係る変更契約の締結が 3 月を超えて遅れていた。

神奈川県立かながわ 県民活動サポートセ ンター	令和4年8月 30日（令和4 年5月30日及 び同月31日職 員調査）	(不適切事項)  契約事務において、警備保安等業務委託 契約（契約金額 42,240,000 円、契約期間： 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に基づき行われた令和3年8月から同年 11月までの間における警備業務について、仕様書で定める配置時間内に警備員が 配置されていない時間があり、適正な業務 の履行がなされていないにもかかわらず、 各月分の委託料を全額（計 14,080,000 円） 支払っていた。[特記前出]
神奈川県横須賀三浦 地域県政総合センタ ー	令和4年4月 27日（令和4 年3月4日、 同月7日から 同月9日まで 職員調査）	(不適切事項)  工事事務において、令和3年度県有緑地 等緊急防災対策工事県単（その4）の変更 設計額の積算に当たり、法枠工のラス張工 について、誤った単価加算率を適用して積 算していたため、変更後の設計額 (56,210,000 円) が 506,000 円過大であつ た。その結果、変更後の契約額 (51,713,200 円) が 466,400 円過大であつ た。[特記前出]
神奈川県県央地域県 政総合センター	令和4年4月 28日（令和4 年3月9日、 同月10日、同 月11日及び同 月14日職員調 査）	(不適切事項)  1 収入事務において、行政財産の使用許 可に係る使用料3件、11,570 円につい て、調定が3月を超えて遅れていた。 2 支出事務において、豚熱対応に係る感 染症防護キット等購入代ほか7件（契約 額計 114,593,512 円）について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期日までに支払を行っていなか った。[特記前出] 3 契約事務において、刈払機取扱作業者 に対する安全衛生教育講習の受講料1 件、24,000 円の履行確認に当たり、神奈 川県財務規則に基づく検査調書を作成し ていなかったにもかかわらず、この場合 に同規則により必要とされる支出負担行

		<p>為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p> <p>4 工事事務において、令和3年度水源協定林区域測量委託業務（上小渕）の設計額の積算に当たり、旅費交通費について誤って積算していたため、業務委託料の設計額（4,345,000円）が22,000円過大であった。</p> <p>5 財産管理事務において、本柱1本及び支線2条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額152,330円のうち106,831円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>
神奈川県湘南地域県政総合センター	令和4年4月22日（令和4年2月24日、同月25日、同月28日及び同年3月1日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、前金払をした伐木等の業務に係る特別教育の受講料1件、60,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていないかった。</p> <p>2 歳計外現金事務において、中高年ホームファーマー事業研修謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,225円について、法定納期限内に納付を行っていないかった。</p>
神奈川県県西地域県政総合センター	令和4年4月25日（令和4年3月1日から同月4日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、令和3年度広域農道整備事業吉浜細沢地区土質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額（6,028,000円）が11,000円過小であった。</p>

		その結果、変更後の契約額（5,115,000円）が11,000円過小であった。
--	--	---

## イ 総務局（13か所、18件）

### ⑦ 本庁機関（5か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和4年8月29日（令和4年7月11日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和3年4月分のタクシー利用料金20,840円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 令和2年度の県有建築物等点検業務委託料の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかったため、国への納付が遅れ令和3年9月となつたものについて、不納付加算税及び延滞税計119,300円を支払っていた。【特記前出】
組織人材部職員厚生課	令和4年8月29日（令和4年7月14日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、婦人科検診業務委託契約（単価契約、支払額8,235,150円）に係る令和4年1月分の支払額1,473,340円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。【特記前出】
財政部税制企画課	令和4年8月29日（令和4年7月21日職員調査）	(要改善事項) 「県税事務所等における公用車の稼働状況に関する件」（前記3(1)ア参照）
財産経営部財産経営課	令和4年8月29日（令和4年7月19日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和3年度公共下水道事業受益者分担金2件、24,000円について、納期限までに支払を行っていなかった。 (2) 県有財産のインターネットによる売却

		<p>に当たり、誤った内容により入札執行し、事後に無効としたものについて、インターネットシステム利用料1件、600,600円を支払っていた。[特記前出]</p> <p>2 財産管理事務において、普通財産である元青少年課神之木台分館内の構内道路の横浜市への移管に当たり、管理換えの手続など必要となる財産の処分及び取得に係る手続等を行わないまま土地の所有権を移転させていた。</p>
財産経営部庁舎管理課	令和4年8月29日（令和4年7月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 タクシー配車契約（単価契約、支払額1,049,980円）に係る令和3年9月分の支払額3,300円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 令和3年8月分インターネット回線使用料6,270円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分専用回線使用料673,508円を支払期限より後に支払っていた。</p>

#### (イ) 出先機関（8か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県神奈川県税事務所 [既報告]	令和4年3月15日（令和4年1月26日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、70,600円（本税）であった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り1件、70,600円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が54,748円発生していた。[特記前出]</p>

神奈川県戸塚県税事務所 [既報告]	令和4年3月16日（令和4年2月7日職員調査）	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、147,200円（本税）であった。 その結果、上記の課税誤り5件、147,200円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が122,851円発生していた。[特記前出]
神奈川県川崎県税事務所 [既報告]	令和4年4月28日（令和4年3月7日職員調査）	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、55,200円（本税）であった。 その結果、上記の課税誤り1件、55,200円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が41,694円発生していた。
神奈川県高津県税事務所	令和4年5月9日（令和4年4月8日職員調査）	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、122,700円（本税）であった。 その結果、上記の課税誤り1件、122,700円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が73,435円発生していた。[特記前出]
神奈川県相模原県税事務所	令和4年7月21日（令和4年4月12日職員調査）	(不適切事項) 物品管理事務において、テレビ1台（価格86,623円）について、不用決定を行わないまま処分していた。
神奈川県平塚県税事務所 [既報告]	令和4年1月27日（令和3年12月8日職員調査）	(不適切事項) 税務事務において、個人事業税の課税に当たり、事業主控除について事業を行った期間が1年であることから2,900,000円を控除すべきところ、事業を行った期間を10月であると誤認し月割額により2,417,000円を控除したため、課税標準額の算定を誤って

		いるものがあった。これにより、1件、24,100円を過大に徴収していた。
神奈川県藤沢県税事務所	令和4年8月23日（令和4年2月14日職員調査）	(要改善事項) 「藤沢合同庁舎における警備業務委託契約に関する件」（前記3(1)イ参照）
神奈川県小田原県税事務所	令和4年3月11日（令和4年1月17日職員調査）	(不適切事項) 1 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、21,800円（本税）あった。 その結果、上記の課税誤りのうち2件、14,600円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が7,785円発生していた。 2 物品管理事務において、令和3年9月6日に購入した神奈川県収入証紙、4,500円について、印紙類出納簿へ受入れを記載していなかった。

## ウ くらし安全防災局（3か所、5件）

### (7) 本庁機関（2か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
防災部危機管理防災課	令和4年8月18日（令和4年6月16日及び同月17日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、令和3年4月分の電気料金203,566円の支払遅延に係る延滞利息224円の執行に当たり、「（節）補償、補填及び賠償金」とすべきところ、電気料金と併せて全額を「（節）需用費」で執行していた。 2 支出事務において、令和3年4月分の電気料金203,566円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息1件、224円を支払っていた。

防災部消防保安課	令和4年8月18日（令和4年6月14日及び同月15日職員調査）	(不適切事項) 1 損害金交付事務において、消防団員教育研修等実施事業費補助金1件（変更交付決定額4,907,000円）の交付に当たり、変更交付申請書の受理から3月を超えて変更交付の決定通知を行っていた。 2 文書管理において、危険物取扱者保安講習の受講履歴の証印の押印等のため保管していた受講者1名の免状等が所在不明となり、書類の管理が不適切であった。
----------	---------------------------------	---

(イ) 出先機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター	令和4年1月27日（令和3年12月7日及び同月8日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約2件（契約期間：平成29年4月1日から令和2年3月31日まで、契約総額計8,967,590円）について、消費税及び地方消費税率の引き上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を行っていなかった。

エ 国際文化観光局（3か所、3件）

(ア) 本庁機関（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和4年8月9日（令和4年6月29日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、外国籍県民かながわ会議（第11期第7回）の委員報酬118,000円について、あらかじめ定めた支払期限までに支払を行っていなかった。
文化課	令和4年8月9日（令和4年6月30日職員調査）	(要改善事項) 「神奈川県立神奈川近代文学館の寄贈資料の評価に関する件」（前記3(2)ア参照）

(4) 出先機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県パスポートセンター〔既報告〕	令和4年2月1日（令和3年12月15日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約（契約総額548,635,023円、契約期間：令和2年7月1日から令和5年3月31日まで）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。〔特記前出〕

才 スポーツ局（2か所、4件）

(7) 本庁機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
ねんりんピック課	令和4年7月28日（令和4年6月14日職員調査）	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得した金庫1点（価格20,520円）について、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。

(4) 出先機関（1か所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立スポーツセンター	令和4年3月11日及び同年8月29日（令和3年12月23日及び同月24日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、電気料金の支払額からの控除により徴収することとした電力供給会社の破産に伴う違約金及び損害賠償金収入1件、679,058円について、破産管財人宛てに相殺通知書を発した日の属する令和4年度の歳入として整理すべきところ、令和3年度の歳入としていた。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 神奈川県立体育センター等特定事業契約（契約期間：平成29年4月27日から令和17年3月31日まで、契約総額

		<p>21, 542, 116, 104円) に係る令和3年4月分から同年6月分までのサービス購入料80, 005, 887円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。[特記前出]</p> <p>(2) 令和3年1月分から同年3月分までの新聞購読料ほか1件、56, 751円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>
--	--	--

## 力 環境農政局（19か所、32件）

### (1) 本庁機関（7か所、8件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和4年8月19日（令和4年6月27日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、第9回内水面漁場管理委員会会場使用料1件、3, 300円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、狩猟読本の購入契約（契約額2, 586, 980円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p>
緑政部自然環境保全課	令和4年8月19日（令和4年7月6日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、狩猟読本の購入契約（契約額2, 586, 980円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p>
農水産部農政課	令和4年8月19日（令和4年6月27日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、第36回神奈川県都市農業推進審議会の委員報酬（13名、190, 000円）の支給に当たり、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例に基づき</p>

		令和3年12月16日に支給すべきところ、同月7日に支給していた。
農水産部農業振興課	令和4年8月19日及び同年9月14日（令和4年6月28日職員調査）	(不適切事項) 農林水産省からの依頼に基づき、国費負担により実施されている農畜産物、飼料、加工品及び副産物等の放射性含有実態調査に係る県内産農産物の検査について、令和2年度に計画していた9種類・9検体の検査を実施していなかったにもかかわらず、職員が架空の検査結果を作成し、県ホームページ等で公表していた。この結果、令和3年4月に架空データの掲載が発覚し、上記9種類・9検体のうちその時点で採取可能な3種類・3検体を改めて検査するに当たって、県が負担する必要がなかった検査費用43,290円を支払っていた。[特記前出]
農水産部農地課	令和4年8月19日（令和4年6月29日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和3年度農地法関係事務担当者研修会に係る会場使用料について、利用する必要がなくなった会場の予約取消しを行わなかつたため、キャンセル料1件、19,800円を支払っていた。
農水産部畜産課	令和4年8月19日（令和4年6月30日職員調査）	(不適切事項) 予算の執行において、県央地域県政総合センターが発注する豚熱防疫作業要員バス運行管理委託契約ほか1件（契約額計11,718,420円）に係る予算について、「（節）使用料及び賃借料」とすべきところ、「（節）役務費」として再配当していた。これにより、同センターが誤った節で執行していた。[特記前出]
農水産部水産課	令和4年8月19日（令和4年7月1日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、小田原漁港区域内の蓄養水面の一部の占用許可について、水産課長通知に定める協議を適切に行わないまま占用料を免除しているものがあった。

(イ) 出先機関 (12か所、24件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県自然環境保全センター	令和4年5月19日（令和4年5月18日及び同月19日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額1件、1,100,016円について、調定が3月を超えて遅れていた。[特記前出]</p> <p>2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) カラープリンター用トナーの購入代1件40,672円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 県民協働型登山道維持管理協定に基づく活動負担金の交付に当たり、県民協働型登山道維持管理補修事業実施要領において、同負担金の交付対象となる重点整備路線として定めていない2路線（ヤビツ峠大山線及び菩提峠ヤビツ峠線）について、協定を締結し、負担金627,000円を支出していた。</p> <p>3 財産管理事務において、共架電線（共架する電柱4本）に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額89,332円のうち13,599円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	令和4年4月18日及び同年8月24日（令	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、廃棄物処理業務委託契約（単価契約、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に</p>

	和4年3月7日職員調査)	当たり、契約日が令和3年4月 28 日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	令和4年2月15日（令和3年12月20日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、危険ブロック塀改修工事契約（契約額2,497,000円）及び微量製茶工場外壁改修工事契約（契約額1,803,136円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	令和4年2月15日（令和3年12月21日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱7本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年5月及び同年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額197,290円のうち79,770円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	令和4年2月15日（令和3年12月22日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る土地使用料4件、45,636円について、調定を行っていなかった。 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 行政財産の使用許可1件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかった。 (2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料4件、5,280円が徴収不足であった。[特記前出]

神奈川県立かがわ農業アカデミー [既報告]	令和4年3月22日（令和4年2月9日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額85,953円のうち22,330円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県畜産技術センター	令和4年2月28日及び同年9月9日（令和4年1月13日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 子豚用配合飼料の購入契約（単価契約、概算総価額2,698,410円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める随意契約によることができる額を超えていることから、競争入札により契約者を決定すべきところ、一者随意契約を行っていた。また、同規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 2 豚配合飼料売買契約（支払額3件、6,163,971円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 [特記前出]
神奈川県湘南家畜保健衛生所 [既報告]	令和4年4月28日（令和4年3月22日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、保冷庫等の物品の賃貸借契約2件（契約総額計1,360,260円、契約期間：令和3年9月1日から令和9年8月31日まで及び令和3年9月1日から令和8年8月31日まで）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。

		2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料1,320円が徴収不足であった。
神奈川県水産技術センター	令和4年3月16日（令和4年3月15日及び同月16日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、令和3年4月分のひかり電話機器使用料1,650円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分のインマルサット料金2,500円を支払期限より後に支払っていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料4件、4,360円が徴収不足であった。 [特記前出]
神奈川県水産技術センター相模湾試験場	令和4年3月16日（令和4年3月11日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、ユビキタス魚探ほかの購入契約（契約額6,461,400円）について、入札不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県東部漁港事務所	令和4年6月30日（令和4年2月22日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、三崎漁港巡視及び給水・給電施設利用料徴収に関する業務委託（契約額4,009,500円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県西部漁港事務所	令和4年3月22日及び同年8月22日（令	(不適切事項) 1 契約事務において、県営漁港整備事業（県単）本港・新港アンカーチェーン交

	<p>和4年2月7日及び同月8日職員調査)</p> <p>換工事契約（契約額 14,419,900 円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。[特記前出]</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 小田原漁港の漁港施設の占用許可に当たり、申請を受けた施設のうち支線1本の許可を行っていないものがあった。</p> <p>(2) 小田原漁港区画内の蓄養水面の一部の占用許可について、水産課長通知に定める協議を適切に行わないまま占用料を免除しているものがあった。</p> <p>3 物品管理事務において、自動体外式除細動器1台（価格 315,000 円）について、不用決定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>4 文書の管理において、令和2年度から令和3年度までの間に、消防・防災設備点検業務に係る支払関係書類など計18点を紛失していた。</p>
--	--

## キ 福祉子どもみらい局（14か所、25件）

### ⑦ 本庁機関（5か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和4年8月26日（令和4年6月30日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、令和3年度保育実技講習会業務委託契約ほか1件（契約額計28,269,670円）について、研修実施方法や受講者数を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。[特記前出]</p>

福祉部高齢福祉課	令和4年8月26日（令和4年7月14日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）審査業務等委託契約（契約額70,482,500円）に係る増額変更分（概算払）17,200,150円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 [特記前出]
福祉部障害福祉課	令和4年8月26日（令和4年7月13日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 図書の購入代1件、33,990円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 神奈川県障害者施策審議会に係る会場使用料について、利用する必要がなくなった会場の予約取消しを行わなかったため、キャンセル料2件、29,700円を支払っていた。
福祉部障害サービス課	令和4年8月26日（令和4年7月12日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、（細事業）津久井やまゆり園新築工事費（予算現額2,160,925,445円）について、令和3年度2月補正予算において、「（節）委託料」については3,258千円の減額、「（節）工事請負費」については540,742千円の減額とすべきところ、予算編成支援システムへの入力を誤り、「（節）委託料」については540,742千円の減額、「（節）工事請負費」については3,258千円の減額と誤って計上していた。そして、その誤りを修正するため、地方自治法施行令の規定に反して、会計年度経過後の令和4年5月に、「（節）工事請負費」から「（節）委託料」に537,483,800円の予算流用を行っていた。 [特記前出]

		<p>2 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料15件、327,298円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>3 契約事務において、令和3年度における津久井やまゆり園の管理に関する協定ほか1件（指定管理料計484,391,500円、協定期間：令和3年8月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、協定締結日である令和3年8月24日から遡及して同年8月1日から協定の効力が生じることとしていた。[特記前出]</p> <p>4 財産管理事務において、電柱の設置などのための行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う行政財産の使用許可の変更について、令和3年4月1日までに変更許可すべきところ、同年8月31日に許可を行っているものが1件、同年12月1日に許可を行っているものが17件あった。</p> <p>また、行政財産の使用許可の更新2件について、令和3年4月1日までに更新許可すべきところ、これを行わなかったため、許可がないまま電柱等が設置されていた。なお、その後、同年8月31日に翌日を始期とする許可を行っていた。[特記前出]</p>
福祉部生活援護課	令和4年8月26日（令和4年7月11日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、神奈川県生活保護総合情報システムの再構築に係る業務委託契約（契約総額51,698,900円、契約期間：令和2年11月16日から令和4年1月31日まで）について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入</p>

		札手続により行うべきところ、誤ってプロポーザル方式により受託者を決定し、随意契約を行っていた。[特記前出]
--	--	---

(イ) 出先機関（9か所、16件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ男女共同参画センター	令和4年2月15日（令和3年12月21日及び同月22日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、電力柱の設置などに係る普通財産の貸付8件について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付手続前の期間に係る貸付料相当額375,494円のうち210,895円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「藤沢合同庁舎における警備業務委託契約に関する件」（前記3(1)イ参照）</p>
神奈川県中央児童相談所	令和4年6月1日（令和4年3月18日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、児童一時保護委託費（施設委託費及び里親委託費）9件、1,301,531円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていないかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県平塚児童相談所	令和4年5月30日（令和4年2月3日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、U S Bメモリー購入代1件、5,742円の支払について、支出負担行為に係る伺いにより事前に決裁を得て執行すべきところ、これを行わず、職員が立て替えて支払っていた。</p>
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和4年9月5日（令和4年2月2日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、概算総価額47,600円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅</p>

		延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.5%としていた。
神奈川県大和綾瀬地域児童相談所〔既報告〕	令和4年4月26日（令和4年3月22日職員調査）	(不適切事項) 1 庶務事務において、令和3年8月分報酬（2名分、236,046円）について、第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき令和3年9月16日に支給すべきところ、同年10月15日に支給していた。 2 事務事業の執行において、令和3年8月4日付で採用した会計年度任用職員2名について、採用に当たり、第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき採用書及び任用条件通知書を交付し、任用条件を明示しなければならないところ、両名に対する上記文書の交付を同年9月30日及び同年10月15日に行っていた。
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和4年9月14日（令和4年3月10日及び同月11日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、設置工事を含むコロナ対策用見守りカメラ購入代1件、169,741円の執行に当たり、カメラ監視システム（56,375円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、全額を「（節）需用費」で執行していた。 2 支出事務において、令和3年6月分のインターネット回線利用料11,440円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員口座の残高不足が生じたため、同年6月分のプロバイダー接続サービス利用料12,760円を支払期限より後に支払うこととなり、その結果、延滞利息64円を支払っていた。 3 契約事務において、設置工事を含むコロナ対策用見守りカメラの購入（契約額169,741円）に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる

		<p>要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>4 健康保険法に基づく保険医療機関としての指定を受けている所内の診療所について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の規定に反し、診療所に保険医療機関である旨の標示を行っていなかった。</p>
神奈川県立おおいそ学園	令和4年4月26日（令和4年3月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、令和3年度に調定した過年度分の給食費の立替収入1件、6,160円について、(款)諸収入(項)立替収入(目)民生立替収入とすべきところ、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入で収入していた。</p> <p>2 契約事務において、令和3年度における賄材料の購入契約（単価契約、概算総価額2,312,968円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徵収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.5%としていた。</p>
神奈川県立総合療育相談センター	令和4年8月29日（令和4年3月17日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、冷凍冷蔵庫賃貸借契約（長期継続契約、契約総額439,668円、契約期間：平成28年7月1日から令和4年3月31日まで）に係る令和3年6月分の支払額6,372円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>
神奈川県立中井やまゆり園	令和4年4月18日（令和4年3月3日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、空調設備等運転及び保守管理業務委託契約（契約額8,734,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを</p>

		<p>省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>2 歳計外現金事務において、理学療法士の謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税1件、19,951円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>
--	--	---

## ク 健康医療局（12か所、27件）

### (7) 本庁機関（4か所、8件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和4年8月22日（令和4年7月4日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和3年4月分の電話料金36,941円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 歳計外現金事務において、平成31年度七沢リハビリテーション病院敷地内国有地の土地所在図及び地積測量図作成業務委託ほか4件に係る所得税及び復興特別所得税5件、計180,121円について、法定納期限内に源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、延滞税1,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。〔特記前出〕</p>
県立病院課	令和4年8月22日（令和4年7月4日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、共架電線（共架する電柱3本）に係る普通財産の貸付けについて、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年8月及び同年10月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額120,445円のうち66,291円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>
保健医療部医療課	令和4年8月22日（令和4年7月8日及び同月9日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和3年4月分及び同年12月分の電話料金39,695円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p>

		<p>2 補助金交付事務において、新型コロナウイルス感染症緊急支援包括支援交付金（医療分）の感染拡大防止等支援事業補助金4件（交付額計3,700,000円）の交付に当たり、同一名称の医療機関との取り違えなどにより、精算交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 (要改善事項) 「小児救急電話相談業務委託契約に関する件」（前記3(1)ウ参照）</p>
保健医療部健康増進課	令和4年8月22日（令和4年7月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和3年度先天性代謝異常等検査委託契約（単価契約、支払額54,980,205円）に係る令和4年1月分の支払額4,390,596円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。[特記前出]</p> <p>2 補助金交付事務において、新生児聴覚機器整備購入事業補助金（交付額11,932,000円）の交付決定について、神奈川県財務規則の規定に基づき、総務室経理担当課長が決裁すべきところ、これに反し、健康増進課長が決裁していた。</p>

#### (イ) 出先機関（8か所、19件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所	令和4年2月21日（令和4年1月11日及び同月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る土地使用料1件、7,080円及び普通財産の貸付けに係る土地貸付料1件、17,700円について、調定を行っていないかった。</p> <p>2 契約事務において、業務システム運用保守業務委託契約（契約総額44,913,000円、契約期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神</p>

		<p>奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 [特記前出]</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 電柱の設置などのための行政財産の使用許可1件及び普通財産の貸付け1件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可及び変更契約を行っていなかった。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料2件、3,320円が徴収不足であった。</p>
神奈川県平塚保健福祉事務所	令和4年8月17日（令和4年4月12日及び同月13日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和3年度平塚保健福祉事務所生活困窮世帯学習支援・居場所づくり事業業務委託契約（契約額1,893,000円）の第2回概算払額946,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 簡易専用水道検査代1件、16,500円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 4月分後納郵便料ほか4件（支出額計539,332円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履</p>

		<p>行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。[特記前出]</p> <p>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月5日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p>
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	令和4年7月19日（令和4年4月15日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、安全運転管理者法定講習受講料（収入証紙代）1件、4,500円について、資金前渡による支出手続が遅れ、受講日までに支払うことができなかつたため、予期できた経費であったにもかかわらず、職員が立て替えて支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、結核予防関係職員研修に係る教材代1件、21,340円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていないかった。</p> <p>3 庶務事務において、現金支給の対象となつた臨時の任用職員の令和3年5月分給与（1名分、254,448円）について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和3年5月17日に支給すべきところ、令和4年1月28日に支給していた。その結果、遅延損害金1件、5,353円を支払っていた。[特記前出]</p>
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	令和4年6月28日（令和4年2月9日及び同月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、鎌倉保健福祉事務所が管理する自家用小型貨物車等の自動車3台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている6月又は12月ごとの定期点検整備が実施されていなかつた。[特記前出]</p>

神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター〔既報告〕	令和4年4月1日（令和4年2月15日職員調査）	(不適切事項) 事務事業の執行において、令和3年度思春期保健研究会・講演会に係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込依頼書を債権者（1名）から徵取する際、当該依頼書に不要な個人情報（生年月日）を記載させていた。
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和4年2月7日及び同月12日（令和3年12月16日職員調査）	(不適切事項) 学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく学校運営の状況に係る自己評価及び学校関係者評価について、同規則の規定に反し、学校設置者である知事に評価の結果を報告していなかった。
神奈川県立平塚看護大学校	令和4年9月14日（令和4年2月3日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、神奈川県財務規則の規定に基づき備えなければならない金券整理簿を作成していなかった。 2 契約事務において、教務学籍管理システム（School Leader）年間保守業務委託契約（契約額291,500円）について、契約日を令和3年4月16日とすべきところ、同月1日としていた。また、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徵収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.5%とすべきところ、年2.6%としていた。さらに、同規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。
神奈川県動物愛護センター	令和4年6月21日（令和3年12月2日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、公用車の継続検査を受けるために必要な収入印紙が貼付された自動車重量税納付書等の所在が不明となったため、再度自動車重量税納付用の収入印紙代10,000円を支払っていた。 2 契約事務において、令和2年度下半期

		<p>動物収容車・公用車運行管理委託契約（契約額 12,429,780 円）に係る令和3年3月分（支払額2,071,630円）の履行確認に当たり、同契約に基づく管理業務である車両の継続検査が実施されていなかつたにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、代金全額を支払っていた。[特記前出]</p> <p>3 財産管理事務において、運行管理を委託した自家用小型貨物自動車1台について、令和3年3月25日に自動車検査証の有効期間が満了した後、道路運送車両法で使用者に義務付けられている継続検査を行わないまま、同年6月2日までの間、9回にわたり運行の用に供していた。[特記前出]</p>
--	--	---

## ケ 産業労働局（6か所、12件）

### (7) 本庁機関（2か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和4年8月5日（令和4年6月16日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、新型コロナウイルス感染症感染防止対策用アクリル板等減額譲渡代1件、9,940円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付等業務委託ほか26件（契約額計7,056,209,805円）について、予定価格が100万円を超える随意契約であったため、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が3月を超えて遅れており、このうち令和2年度に契約を締結していた5件、1,114,578,542円については、公表が1年以上遅れていた。[特記前出]</p>

労働部雇用労政課	令和4年8月5日（令和4年6月23日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、消耗品購入代1件、4,276円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う普通財産の変更契約に当たり、令和3年4月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延しているものが1件（変更契約日：令和4年3月30日）あった。
----------	-------------------------	---

(イ) 出先機関（4か所、8件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県計量検定所 〔既報告〕	令和4年4月28日（令和3年12月2日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代1件、26,411円の執行に当たり、「（節）補償、補填及び賠償金」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。 2 支出事務において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代1件、26,411円を支払っていた。
神奈川県立産業技術短期大学校	令和4年9月9日（令和4年1月19日職員調査）	(不適切事項) 予算の執行において、「マイナビ進路のミカタ学校情報号首都圏版」への情報掲載料1件、220,000円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。

神奈川県立東部総合職業技術校	令和4年6月30日（令和4年3月15日及び同月16日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、ソフトウェア使用ライセンスの購入代1件、119,790円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、200円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) ソフトウェア使用ライセンスの購入代1件、119,790円の履行確認に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の5日後に検査を完了していた。</p> <p>(2) 令和3年度予算で執行する神奈川県立東部総合職業技術校訓練用ネットワークシステム運用支援業務委託契約（契約額10,483,000円）の締結に当たり、会計局指導課長通知に反し、令和2年度である令和3年3月30日に契約を締結していた。また、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.5%としていた。〔特記前出〕</p> <p>3 財産管理事務において、共架電線の設置のための行政財産の使用許可1件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかった。その結果、使用料1件、818円を過大に徴収していた。</p>
神奈川県立西部総合職業技術校	令和4年8月16日（令和4年4月7及び同月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、外部講師謝礼金（1名分24,700円）について、支払が事業実施後3月を超えて遅れていた。</p>

コ 県土整備局（16か所、32件）

(7) 本庁機関（5か所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部県土整備 経理課	令和4年7月 28日（令和4 年6月14日職 員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和3年3月分警報 装置携帯通信網線通信料の支払額11,000円 の支払に当たり、支出手続を失念していた 令和3年3月分熊本県被災地派遣に係る携 帯電話代2,712円が先に口座振替されたこと により、前渡金受領職員公共料金口座の残 高不足が生じたため、支払期日までに支払 を行っていなかった。その結果、延滞利息 1件、87円を支払っていた。
事業管理部建設業課	令和4年7月 28日及び同年 9月7日（令 和4年6月13 日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、プリンタートナー 等の購入代ほか1件、622,204円につい て、政府契約の支払遅延防止等に関する 法律に定められている期限までに支払を 行っていなかった。その結果、遅延利息 2件、400円を支払っていた。 2 契約事務において、令和3年度電話照 会相談・住宅瑕疵担保履行法に基づく届 出受付事務等業務委託契約（契約額 31,020,000円）について、特定住宅瑕疵 担保責任の履行の確保等に関する法律の 改正により事業者の届け出義務が年2回 から1回となったことに伴う変更契約の 締結に当たり、届出書類受付等の業務量 を減少させる一方で、一部の事業者が誤 って改正前の規定に基づき2回届出を行 うことを想定して誤提出書類受付業務等 を追加し、契約金額を変更しなかったと ころ、実際の誤提出件数が想定の件数を 大幅に下回ったため、変更後の契約額が 2,049,830円割高となっていた。[特記前 出]

都市部技術管理課	令和4年8月8日及び同年9月7日（令和4年6月15日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、令和3年度建設資材価格実態調査業務委託（契約額19,043,200円）について、変更契約の締結前に完了届の提出を受け検査を行っていた。[特記前出]
都市部環境共生都市課	令和4年8月8日（令和4年6月16日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、第4回ツインシティ大神地区タウンマネジメント連絡会議に係る報償費1件、15,000円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。
都市部交通企画課	令和4年8月8日（令和4年6月16日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、相原高等学校跡地の立木の管理に当たり、県有財産規則第46条に定める県有財産台帳に登録し管理すべき樹木2本について、同校から引き継いだ台帳に登録されていなかったにもかかわらず、台帳の補正を行わず、処分調書を作成しないまま伐採をしていた。

(イ) 出先機関（11か所、26件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所 [既報告]	令和4年3月9日（令和3年12月23日、同月24日及び同月27日職員調査）	(不適切事項) 1 工事事務において、令和3年度公園整備工事（県単）その3地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額（5,610,000円）が88,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（5,385,600円）が84,700円過大であった。[特記前出] 2 物品管理事務において、賃貸借により調達した複写機1点及び購入により取得した備品2点（価格計187,990円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていないかった。[特記前出]

神奈川県平塚土木事務所	令和4年2月7日（令和3年12月13日から同月15日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、令和3年度水防施設維持工事県単(その2) 河川維持一般管理工事県単 (その3) 砂防維持管理工事県単 (その1) 合併無線テレメータ設備保守点検業務委託契約(契約額 5,566,000円)及び令和3年度水防施設維持工事県単 (その3) 親水施設警報設備保守点検業務委託契約(契約額1,716,440円)の入札に当たり、最低制限価格を設けることができる場合に該当しないにもかかわらず、これを設けていた。その結果、後者については、本来、最低の額(1,650,000円)をもって入札した業者と契約すべきところ、当該額が最低制限価格を下回ったとして失格としており、当該業者より入札額の高い業者と契約していた。</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 仮設飲食施設等に係る行政財産の使用許可 (使用料 : 213,438円) 、大磯港港湾隣接地域内の公共空地の占用許可 (占用料 : 111,462円) 及び大磯港港湾施設の専用利用承認 (専用利用料 : 免除) について、許可等の期間の開始日を遡って許可及び承認を行っていた。</p> <p>(2) 大磯港賑わい交流施設の設置を目的として、港湾の設置及び管理等に関する条例第6条第1項の規定に基づき地方公共団体に専用利用させている大磯港港湾施設について、令和3年4月1日以降の協議がなされないまま利用させていた。</p>
-------------	-----------------------------------	--

神奈川県藤沢土木事務所	令和4年2月3日（令和3年12月6日から同月8日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、藤沢土木事務所汐見台庁舎警備業務委託契約（契約金額7,645,000円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に基づき行われた令和3年9月分の警備業務（業務実施予定日：30日、委託料支払予定額：637,070円）について、同月9日には警備員による警備が行われず、適正な業務の履行がなされていないにもかかわらず、発注者、委託業者双方で警備業務の一部不履行があったことを認めた上で、同月分の委託料637,070円全額を支払っていた。</p> <p>2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和2年度交通安全施設補修工事県単（その1）交通安全施設等整備工事県単（その2）令和3年度交通安全施設等整備工事県単（その1）合併地下駐車場補修設計業務委託の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用いて積算していたため、変更後の設計額（37,422,000円）が737,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（34,543,300円）が679,800円過小であった。[特記前出]</p> <p>(2) 令和2年度公園整備工事（ゼロ県債）（その2）の設計額の積算に当たり、仮設の軽量鋼矢板土留の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても冬期割増などの運搬割増率を割増しなしとすべきところ、誤って運搬費を割増しして積算していたため、変更後の設計額（36,443,000円）が737,000円過小であった。</p>
-------------	---------------------------------	--

		<p>円) が 44,000 円過大であった。</p> <p>3 物品管理事務において、新たに借用した自動体外式除細動器 1 台（賃借料年額 66,000 円）について、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p>
神奈川県厚木土木事務所	令和4年4月19日（令和4年1月26日から同月28日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、共架柱 2 本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から 10 年以上経過した令和2年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 58,975 円のうち 21,047 円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和4年4月19日（令和4年2月1日から同月3日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、令和3年度街路樹整備工事県単（契約額 6,708,834 円）について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める工期末である令和3年12月28 日までに変更契約を締結すべきところ、令和4年1月18 日に締結していた。</p> <p>2 工事事務において、令和2年度河川改修工事公共（その 12）令和2年度河川改修工事県単（その 42）合併の変更設計額の積算に当たり、アスファルト舗装工における碎石舗装について、舗装面積数量の計上を誤ったため、変更後の設計額（36,938,000 円）が 33,000 円過大であった。その結果、変更後の契約額（34,344,200 円）が 30,800 円過大であった。</p>
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	令和4年4月19日（令和4年2月9日及び同月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、1,650 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>

		(要改善事項) 「厚木土木事務所津久井治水センターの 冷温水機保守点検業務委託契約に関する 件」(前記3(1)エ参照)
神奈川県県西土木事務所	令和4年2月21日及び同年9月7日(令和3年12月15日から同月17日まで職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和2年度道路改良工事(県単)その27測量業務委託の変更設計額の積算に当たり、間接測量費の諸経費について、直接測量費から成果検定費を控除した額に諸経费率を乗ずべきところ、これを控除しないまま諸経费率を乗じていたことから、諸経費を121,032円過大に計上するなどしていたため、変更後の設計額(23,782,000円)が132,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(19,490,900円)が107,800円過大であった。[特記前出] (2) 令和元年度橋りょう補修工事(公共)その1令和2年度橋りょう補修工事(県単)その2合併の設計額の積算に当たり、夜間工事で発生したアスファルト殻などの運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても労務単価の夜間補正をすべきところ、誤ってこれをしないまま積算していたため、変更後の設計額(48,389,000円)が44,000円過小であった。 2 財産管理事務において、河川区域内における線類18本の設置を目的とする土地の占用許可について、平成29年度に許可申請を受けたにもかかわらず、令和3年9月14日まで線類11本の許可を行っておらず、許可手続が著しく遅れていた。これにより、令和3年度の土地占用料11件、706円が徴収不足であった。[特記前出]

神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	令和4年2月21日（令和3年12月21日から同月23日まで職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、令和3年4月分及び同年6月分の衛星携帯電話料金10,764円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、河川監視カメラ設備等保守点検業務委託契約（契約額13,332,000円）の入札に当たり、競争参加資格のうち登録業種について、一般委託の営業種目である「電気通信設備保守管理委託」とすべきところ、工事の営業種目である「電気通信」としていた。〔特記前出〕 3 歳計外現金事務において、河川管理協力員への報償費等に係る所得税及び復興特別所得税1件、101,158円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税5,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。
神奈川県横浜川崎治水事務所〔既報告〕	令和4年2月17日（令和4年2月14日及び同月15日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、令和3年度都市公園整備工事（公共）その3令和3年度公園整備工事（県単）その10合併4号便所改築基本・実施設計業務委託（契約額2,098,800円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター〔既報告〕	令和4年2月17日（令和4年2月16日及び同月17日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、庁用自動車の法定点検業務代（12か月）1件、14,883円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、令和2年度砂防関係事業調査業務委託公共（その24）令和3年度砂防関係事業調査業務委託公共（その2）合併（契約額20,290,600円）

		の設計額の積算に当たり、旅費交通費、電子成果品作成費及びその他原価の算定を誤ったため、設計額（20,361,000円）が66,000円過大であった。
神奈川県住宅営繕事務所	令和4年8月8日（令和4年5月27日、同月30日及び同月31日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、令和3年2月分県営住宅駐車場使用料1件、5,000円の収入未済について、保証金を充当し収納する予定としていたが、保証金の充当処理前に納付が確認されていたにもかかわらず、保証金5,000円を歳計外現金から払い出し、駐車場使用料として収入していた。これにより、歳計外現金（保証金）の残高が5,000円過小、県営住宅駐車場使用料の収入済額が同額過大となっていた。</p> <p>2 契約事務において、令和3年度県営住宅管理システム運用等業務委託（契約額56,409,210円）について、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第12条及び「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。[特記前出]</p> <p>3 財産管理事務において、第一種電話柱1本、第一種電柱2本、第二種電柱1本、第三種電柱3本、支線2条及び共架電線7本に係る普通財産の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年2月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額695,969円のうち441,321円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>

**サ 企業庁（10か所、14件）**

**(7) 本庁機関（2か所、2件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部情報管理課	令和4年7月19日（令和4年5月13日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、水道メータの検針に用いる上下水道料金管理システムについて、プログラムの誤りにより、使用水量が正しく計算されなかったため、平成19年度から令和3年度までの間において、上下水道料金の徴収過大40件、175,162円及び徴収不足4件、2,036円が発生していた。</p> <p>その結果、水道営業所8か所において、徴収過大分の返還に当たり、還付加算金が17,069円発生していた。</p>
水道部経営課	令和4年7月19日（令和4年5月23日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、水道メータの検針に用いる上下水道料金管理システムについて、プログラムの誤りにより、使用水量が正しく計算されなかったため、平成19年度から令和3年度までの間において、上下水道料金の徴収過大40件、175,162円及び徴収不足4件、2,036円が発生していた。</p> <p>その結果、水道営業所8か所において、徴収過大分の返還に当たり、還付加算金が17,069円発生していた。</p>

**(8) 出先機関（8か所、12件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所	令和4年7月5日（令和4年3月16日及び同月17日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、切回し工事に伴う工事負担金収入（事務費）1件、201,947円について、送配水管等工事関係事務取扱要領の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を加算して精算していたため、徴収額が18,358円過大であった。</p> <p>2 支出事務において、令和3年10月分の後納郵便料金387,383円について、支払期限までに支払を行っていなかった。ま</p>

		<p>た、その後の支払に当たり、延滞期間を短縮するためとして銀行窓口で支払を行ったため、延滞利息は課されなかったものの、本来支払う必要のない口座振込手数料 660 円を支払っていた。</p> <p>3 工事事務において、企相第 6 号相模原市緑区西橋本 1 丁目 25 番付近配水管布設工事(概数設計)の変更設計額の積算に当たり、舗装復旧における既存舗装との打継目箇所の表層部のアスファルト舗装工について、舗装する施工幅の適用条件を誤って積算するなどしていたため、変更後の設計額 (22, 286, 000 円) が 22, 000 円過大であった。その結果、変更後の契約額 (20, 718, 500 円) が 20, 900 円過大であった。</p>
神奈川県企業庁相模原南水道営業所〔既報告〕	令和 4 年 1 月 28 日（令和 3 年 12 月 9 日及び同月 10 日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料 1 件、27, 720 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。</p>
神奈川県企業庁津久井水道営業所〔既報告〕	令和 4 年 2 月 25 日（令和 4 年 1 月 13 日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料 8 件、46, 906 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。</p>
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所〔既報告〕	令和 4 年 4 月 7 日（令和 4 年 2 月 21 日及び同月 22 日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、企鎌第 14 号逗子市久木 8 丁目 10 番付近配水管改良工事の変更設計額の積算に当たり、既設水管等の撤去材を有価処分するための運搬費について、運搬費を割増しなしとすべきところ、誤つて運搬費を割増しして積算していたため、変更後の設計額 (44, 011, 000 円) が 11, 000 円過大であった。その結果、変更後の契約額 (40, 469, 000 円) が 9, 900 円過大であった。</p>

神奈川県企業庁厚木水道営業所〔既報告〕	令和4年4月25日（令和4年1月19日及び同月20日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、道路掘削許可に係る路面復旧監督事務費1件、4,200円について、納付期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、企厚第106号伊勢原市串橋209番地付近配水管改良工事(概数設計)の変更設計額の積算に当たり、舗装復旧における区画線工について、追加設置した14m分の区画線の費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額（48,114,000円）が22,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（44,233,200円）が19,800円過小であった。
神奈川県企業庁寒川浄水場	令和4年5月20日（令和4年5月19日及び同月20日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、寒川浄水場クレーン設備点検整備業務委託契約（契約額1,295,800円）の設計額の積算に当たり、一般管理費等の率計上額を誤って積算していたため、設計額（2,123,000円）が22,000円過大であった。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和4年9月5日（令和4年5月11日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、城山発電所放水路線（延長約1.3kmの高压電線、昭和40年設置）下にある、電柱を設置せず電線の上空占有のみとなっている土地2件について、土地所有者と電線の上空占有に係る契約締結等を行っていなかった。また、電線が上空占有し、かつ、電柱を設置している土地1件について、現状設置している電柱は7本にもかかわらず、電柱6本を内容とした土地賃貸借契約を土地所有者と締結しており、残り1本については契約を締結していなかった。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所〔既報告〕	令和4年2月8日（令和3年12月20日及	(不適切事項) 1 支出事務において、令和2年度酒系第602号山北町酒水の滝遊歩道等整備工事

	び同月21日職員調査)	(その2)に係る工事請負契約(契約額203,381,200円)の部分払金12,880,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。[特記前出] 2 契約事務において、令和元年度酒系第111号三保ダム管理用制御処理設備更新工事(公共)(契約額540,568,600円)について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和3年3月15日までに変更契約を締結すべきところ、同月31日に変更契約を締結していた。[特記前出]
--	-------------	--

## シ 教育委員会(66か所、83件)

### (7) 本庁機関(5か所、9件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部財務課	令和4年8月1日(令和4年6月2日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 ストレスチェック助言指導者等派遣業務委託ほか1件(単価契約、支払額計4,641,065円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 2 令和3年度職員PCR検査業務委託契約(単価契約、支払額1,223,200円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 3 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約2件(契約額計9,877,890円)について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる

		<p>要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>4 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約（契約額5,940,000円）の締結に当たり、契約日を令和3年4月13日以降の日とすべきところ、同月1日としていた。</p>
指導部高校教育課	令和4年8月1日（令和4年6月7日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、デジタル化対応産業教育装置整備事業により整備する実習設備機器16点について、機器購入代計110,806,993円と合わせて、「(節)役務費」として執行されるべき保守点検料計28,414,540円（保守期間4年から10年まで）を令和3年度予算の「(節)備品購入費」として県立高等学校11校に再配当していた。</p> <p>これにより、当該11校において、保守点検料を誤った節で執行していた。さらに当該保守点検料は前金払できる経費ではないにもかかわらず、機器の購入と合わせて複数年分を前金で支払っていた。[特記前出]</p>
指導部保健体育課	令和4年8月1日（令和4年6月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、令和2年度喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座に係る講師への謝礼金1件、34,000円について、事業実施後速やかに支払うべきところ、著しく遅延した令和3年9月に支払っていた。</p>
支援部子ども教育支援課	令和4年8月1日（令和4年6月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、令和3年度「地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業」委託業務契約（精算額554,066円）の締結に当たり、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結する権限が知事から委任されていなかったにもかかわらず、教育委員会教育長名で契約を締結していた。</p>

支援部特別支援教育課	令和4年8月1日及び同年9月7日（令和4年6月13日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 平塚盲学校・平塚ろう学校スクールバス運行業務委託契約（契約額9,619,500円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。 2 特別支援学校が締結するスクールバス運行業務委託契約のうち車両の償却期間が満了したものについて、事前公募方式により受注者を決定するよう、当該業務を実施する各特別支援学校に通知していた。これにより、平塚養護学校など特別支援学校13校におけるスクールバス運行業務委託契約17件（契約額計189,437,258円）に係る受注者の選定に当たり、当該業務が専門的知識等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないにもかかわらず、各学校が事前公募を行い、予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。[特記前出]
------------	---------------------------------	---

(イ) 出先機関（61か所、74件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会 教育局学校事務センター	令和4年6月28日（令和4年5月16日から同月18日まで職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和3年度分NHK放送受信料1件、13,650円について、支払期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県教育委員会 教育局県西教育事務所 [既報告]	令和4年4月26日（令和4年3月14日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。

		<p>1 「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育講演会に係る講師謝礼ほか報償費 10件、計289,000円について、支出負担行為としての整理及び支払が、履行確認後3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 ケント紙購入代1件、2,178円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>
神奈川県立近代美術館 [既報告]	令和4年2月1日（令和3年12月15日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、「開館70周年記念空間の中のフォルム—アルベルト・ジャコメッティから桑山忠明まで」展ほか会場設営等委託契約（契約額1,672,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>
神奈川県立歴史博物館	令和4年6月14日（令和4年2月17日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、博物館情報システム機器の賃貸借契約（契約額6,210,600円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。</p>
神奈川県立鶴見総合高等学校	令和4年8月17日（令和4年5月16日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、シュレッダー修理代ほか1件（支払額計117,550円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、リース期間の満了に伴い事業者から無償譲渡を受けたエアコン52台（価格計5,200円）について、物品取得手続が3月を超えて遅れていた。</p>

神奈川県立神奈川総合高等学校	令和4年8月1日（令和4年5月24日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和2年度文化芸術教育支援事業に係る講師謝礼金（1名分、160,000円）について、履行確認後速やかに支払うべきところ、著しく遅延した令和3年11月に支払っていた。
神奈川県立横浜平沼高等学校	令和4年7月8日（令和4年5月16日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、機密文書シュレッディング代1件、88,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立横浜立野高等学校	令和4年8月18日（令和4年5月16日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、一般廃棄物収集運搬料（4月分）ほか22件（単価契約、支払額計156,356円）並びに全国普通科高等学校長会総会・研究協議会参加費及び資料費1件、6,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立横浜清陵高等学校	令和4年8月19日（令和4年5月16日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、全国普通科高等学校長会総会・研究協議会参加費等ほか1件、（契約額計457,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。
神奈川県立永谷高等学校	令和4年8月19日（令和4年5月23日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、廃液・廃薬品の収集、運搬及び処理委託業務代1件、47,146円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必

		要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。
神奈川県立光陵高等学校 〔既報告〕	令和4年3月 1日（令和4 年1月11日職 員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,742円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立保土ヶ谷 高等学校	令和4年8月 9日（令和4 年5月16日職 員調査）	(不適切事項) 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、令和2年度に44名の生徒から貸与の申出があったことから、貸与を希望する生徒の状況を改めて確認することなく、令和3年度も同程度の枚数が必要だとして40枚を調達したところ、19枚が全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料62,700円並びに令和3年9月分及び同年10月分の使用料135,641円、計198,341円を支払っていた。〔特記前出〕
神奈川県立二俣川看 護福祉高等学校	令和4年7月 14日（令和4 年4月19日職 員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金等に係る所得税及び復興特別所得税1件、6,832円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立横浜氷取 沢高等学校	令和4年8月 8日（令和4 年5月23日職 員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和3年5月分産業医報酬（1名分、60,000円）及び定期健康診断補助員手当（2名分、10,640円）について、神奈川県立学校産業医委嘱要綱等に定められた期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立金沢総合 高等学校	令和4年6月 30日（令和4	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別

	年5月23日職員調査)	所得税2件、10,350円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立港北高等学校	令和4年6月30日（令和4年5月24日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,012円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立岸根高等学校	令和4年6月28日（令和4年5月24日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、210円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立市ヶ尾高等学校	令和4年8月17日（令和4年5月24日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、令和2年度文化芸術教育支援事業に係る講師謝金1件、216,560円について、支払が事業実施後3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、令和2年度文化芸術教育支援事業に係る講師謝金1件、216,560円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県立荏田高等学校	令和4年7月5日（令和4年5月24日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、第一種電話柱1本及び支線1条に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年8月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額96,170円のうち45,300円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立新栄高等学校	令和4年9月9日（令和4年5月24日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、データS I M通信料（4月分）ほか11件（支払額計77,880円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に

		基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立舞岡高等学校〔既報告〕	令和4年4月26日（令和4年3月24日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、電柱（本柱）1本及び支線1条に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成31年2月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額63,355円のうち27,295円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立上矢部高等学校	令和4年6月16日（令和4年4月19日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、消防用設備機器点検料（後期）1件、157,630円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。
神奈川県立金井高等学校	令和4年1月18日及び同年7月29日（令和3年12月9日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、5名の生徒から貸与の申出があったことに対し、予備が2枚必要だとして7枚を調達したところ、当該2枚については全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料6,600円並びに令和3年9月分及び同年10月分の使用料22,066円、計28,666円を支払っていた。

		2 機械警備業務委託契約（長期継続契約、契約総額2,218,632円）について、校舎耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。
神奈川県立松陽高等学校	令和4年8月17日（令和4年4月19日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、生理用品収納用箱等購入代1件、5,310円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、生理用品収納用箱等購入代1件、5,310円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。
神奈川県立川崎北高等学校 [既報告]	令和4年4月20日（令和4年1月24日職員調査）	(不適切事項) 物品管理事務において、令和3年11月9日に購入した図書カード（額面2,000円）について、神奈川県財務規則に定める出納の通知を行っていなかった。
神奈川県立菅高等学校	令和4年8月8日（令和4年4月21日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、5名の生徒から貸与の申出があったことに対し、予備が9枚必要だとして14枚を調達したところ、当該9枚については全く利用されないままであった。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初期事務手数料9,900円及び令和4年1月分から同年3月分までの利用料89,157円、計99,057円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立橋本高等学校	令和4年9月14日（令和4	(不適切事項) 1 支出事務において、令和3年11月分の通信SIMカードの通信料金72,336円に

	年4月28日職員調査)	について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、滞納請求書の発行手数料として220円を支払っていた。 2 契約事務において、新型コロナウィルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信S I Mカードについて、貸与を希望する生徒の状況を改めて確認することなく、令和2年度の貸与実績に基づき再配当を受けた予算額の範囲内で調達可能であった68枚を令和3年9月に調達したところ、63枚については全く利用されないままとなつていて、同月30日にオンライン授業が終了したことに伴い同年10月29日に53枚を解約していたが、残りの10枚については、その後も契約を継続していた。また、貸与した5枚については、オンライン授業以外には使用実績がないにもかかわらず、その後も契約を継続していた。これらにより、貸与実績がない通信S I Mカード63枚のうち、令和3年10月に解約した53枚については、初回登録手数料174,900円並びに同年9月分及び同年10月分の使用料337,825円、その後も契約を継続していた10枚については、初回登録手数料33,000円及び同年9月分から令和4年3月分までの使用料304,805円、貸与実績がある5枚については、令和3年10月分から令和4年3月分までの間の使用料144,627円、計995,157円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立相模原総合高等学校	令和4年7月11日（令和4年4月28日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和3年度県立学校人権教育校内研修会の講師謝礼（1名分30,000円）の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。
神奈川県立城山高等学校	令和4年8月17日（令和4	(不適切事項) 契約事務において、新型コロナウィルス

	年4月28日職員調査)	感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信S I Mカードについて、生徒からの申出に基づかずに、令和3年9月及び同年10月においては24枚、同年11月から令和4年3月までの間においては5枚が必要だとして調達したところ、貸与した通信S I Mカードは2枚であり、令和3年9月及び同年10月は22枚、同年11月から令和4年3月までは3枚の通信S I Mカードについては全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信S I Mカードについて、初回登録手数料72,600円及び令和3年9月分から令和4年3月分までの使用料287,683円、計360,283円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立相模原高等学校	令和4年8月31日（令和4年4月28日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、共架電線（共架する電柱3本）に係る教育財産の目的外使用許可（使用料3,960円）について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。
神奈川県立相模原弥栄高等学校	令和4年9月2日（令和4年4月28日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、消防用設備等保守点検業務契約（支出額184,874円）及び歯科検診用器材賃借料（4,290円）について、あらかじめ支出負担行為の決裁を受け、発注書を送付すべきところ、いずれもこれらの手続を行わずに業務を実施させていた。 2 歳計外現金事務において、日本語を母語としない生徒支援者謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税6件、14,053円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立上鶴間高等学校	令和4年7月12日（令和4	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得したテレビ1点（価格 49,280円）につい

	年5月10日職員調査)	て、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。
神奈川県立津久井浜高等学校	令和4年8月22日（令和4年3月25日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、共架電線等に係る教育財産の目的外使用許可について、誤って、別に許可している電話柱3本（使用料は免除）を含めた上で、使用料を免除せずに許可していた。これにより使用料1件、5,040円を過大に徴収していた。また、支線3本についての許可を行っていないかった。
神奈川県立横須賀南高等学校	令和4年8月25日（令和4年5月11日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、30名の生徒から貸与の申出があつたが、令和2年度と同程度の枚数が必要であるとして予備分30枚を含む60枚を調達したところ、予備分30枚については全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い57枚を解約していた。また、残りの3枚については非常時の予備として令和4年6月まで契約を継続していたが、全く利用されていなかった。これらにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料99,000円並びに令和3年9月分から令和4年3月分までの使用料356,895円、計455,895円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立平塚農商高等学校	令和4年8月25日（令和4年5月10日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、昇降機保守点検業務委託契約（契約額1,782,000円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となつたため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。

神奈川県立高浜高等学校 〔既報告〕	令和4年4月26日（令和4年1月12日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、エレベーター保守点検業務委託契約（契約額357,500円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県立平塚湘風高等学校	令和4年8月18日（令和4年4月19日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、令和3年5月分メール用上下水道使用料1,509円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、上下水道使用料106,771円の口座振替が行われず、納期限である口座振替指定日より後に支払われることとなつた。 2 歳計外現金事務において、外国につながりのある生徒への学習支援員に対する報償費等に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,601円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立深沢高等学校	令和4年9月8日（令和4年4月15日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 共架電線に係る教育財産の目的外使用許可1件について、令和3年4月1日までに許可すべきところ、これを行わなかつたため、許可がないまま共架電線が設置されていた。なお、その後、同年7月27日に翌月を始期とする許可を行つていた。 2 共架電線に係る教育財産の目的外使用許可1件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を令和3年4

		月1日までに行うべきところ、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。
神奈川県立藤沢西高等学校	令和4年6月23日（令和4年4月22日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、空調機器保守管理業務委託契約（契約額4,504,500円）について、最低制限価格を設ける場合には、その旨を公告事項とする必要があるにもかかわらず、これを行わないまま入札を執行し、最低制限価格未満の価格により入札した者を失格としていた。
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和4年8月23日（令和4年5月19日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、令和2年度第1期分授業料1件、29,700円について、就学支援金から授業料に充当すべきところ、誤って保護者から徴収しており、還付処理を行うまでに誤徴収した日から1年を超える期間を要していた。[特記前出] 2 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約額409,200円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）について、校舎耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。
神奈川県立厚木高等学校	令和4年7月5日（令和4年4月14日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電話柱に共架電線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料3件、3,960円が徴収不足であった。[特記前出]
神奈川県立厚木商業高等学校	令和4年8月5日（令和4年4月27日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、神奈川県立厚木商業高等学校物品運搬業務契約ほか1件（契約額計4,262,500円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

		2 物品管理事務において、工事により取得したデジタルパワーアンプ等備品3点（価格計1,463,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立厚木西高等学校	令和4年7月11日（令和4年4月27日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,949円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立大和東高等学校	令和4年6月16日（令和4年4月22日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,150円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立中央農業高等学校	令和4年9月2日（令和4年4月22日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、共架電線14本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額520,085円のうち220,989円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかつた。
神奈川県立相模向陽館高等学校〔既報告〕	令和4年3月30日（令和4年1月14日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、空調設備保守点検業務委託契約（契約総額2,776,400円、契約期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和3年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月7日に締結していた。
神奈川県立綾瀬高等学校	令和4年6月28日（令和4年4月22日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、会議室エアコンの購入代1件、330,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。

神奈川県立大井高等学校	令和4年7月19日（令和4年4月27日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金等に係る所得税及び復興特別所得税2件、2,431円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立吉田島高等学校	令和4年7月5日（令和4年4月27日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料2件、6,600円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立平塚盲学校	令和4年7月12日（令和4年5月10日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、学校給食調理場における定期検査に係る検査員謝礼金1件、10,000円の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。
神奈川県立横浜南養護学校	令和4年8月22日（令和4年5月23日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、災害用浄水器保守点検業務委託1件、33,000円及び令和3年4月分から同年6月分までの新・転入職員に係る抗体検査及び予防接種料ほか3件（単価契約、支払額計501,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。[特記前出] 2 物品管理事務において、購入により取得したグロッケン及び文化琴（価格計136,950円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。
神奈川県立金沢養護学校	令和4年6月28日（令和4年5月23日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、高等部B部門2年校外学習に係る入場料7件、10,500円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。[特記前出]

神奈川県立中原養護学校	令和4年5月26日（令和4年3月25日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、歯科保健指導の謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、54円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立麻生養護学校	令和4年8月23日（令和4年5月26日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、寝台用エレベータ定期点検保守業務委託契約（契約額976,800円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県立鎌倉養護学校	令和4年8月2日（令和4年5月19日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、厨房機器点検清掃料ほか2件、372,350円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 [特記前出]
神奈川県立茅ヶ崎養護学校	令和4年7月5日（令和4年4月20日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約3件（契約額計46,044,460円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.5%とすべきところ、年2.6%としていた。 2 物品管理事務において、購入により取得した物置備品4点（価格計484,000円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
神奈川県立秦野養護学校〔既報告〕	令和4年3月2日（令和4年1月19日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和3年4月分の電気料金96,853円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息451円を支払っていた。

神奈川県立座間養護学校	令和4年6月21日（令和4年4月22日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、学校歯科保健指導謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,428円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立あおば支援学校	令和4年8月31日（令和4年5月24日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、厨房用スチームコンベクションオーブン修理代1件、44,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県立相模原中央支援学校	令和4年8月31日（令和4年4月28日職員調査）	(不適切事項) 歳計外現金事務において、給食調理場定期検査謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,800円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立えびな支援学校	令和4年9月9日（令和4年4月22日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、一般廃棄物収集運搬委託契約（単価契約、38.5円／1kg、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。

## ス 監査事務局（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
監査事務局総務課	令和4年9月22日（令和4年8月9日職員調査）	(不適切事項) 地方自治法の規定に基づき調製した令和2年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、数値等を誤って記載していた。この結果、誤った内容の意見書が議会に提出されることとなった。

## セ 公安委員会（5か所、6件）

### (7) 本庁機関（4か所、5件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部会計課	令和4年8月10日（令和4年6月24日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託契約ほか54件（契約額計4,443,201,096円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。[特記前出]
生活安全部生活安全総務課	令和4年8月10日（令和4年6月14日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、中原警察署管内に設置している街頭防犯カメラシステムの通信回線使用料について、同システムの運用が長期間にわたりできない状況となっていたにもかかわらず、中途解約した場合、再度契約する際に時間や新たな経費を要するなどとして、この間も契約を継続し、11か月分3,049,200円を支払っていた。[特記前出] 2 財産管理事務において、中原警察署管内に設置している街頭防犯カメラシステム（台帳価格計6,749,676円）について、同システムの操作用パソコンが故障したにもかかわらず、速やかにパソコンの修理や交換を行っていなかったため、通信回線を介した防犯カメラの映像の確認及びダウンロードなど同システムの運用が長期間にわたりできない状況となっていた。[特記前出]
地域部地域総務課	令和4年8月10日（令和4年6月20日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、駐在所機械警備業務委託契約（契約総額11,399,520円、契約期間：令和2年8月1日から令和7年3月31日まで）について、令和3年8月13日からの業務内容変更に伴う変更契約に当たり、

		同月30日に変更契約を締結していた。[特記前出]
交通部運転免許本部 運転免許課	令和4年8月 10日（令和4 年6月22日職 員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和2年12月から令 和3年2月までの間に実施した普通自動車 運転免許の学科試験における出題ミスによ り不合格となった7名について、その後、 再受験をして、免許を取得していたため、 本来であれば支払う必要がなかった7名の 再受験に要した費用29,790円を支払ってい た。

(イ) 出先機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県幸警察署	令和4年7月 19日（令和4 年5月24日職 員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和4年2月分の上 下水道使用料1,309円の支払に当たり、納期 限までに支払を行っていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかつた箇所

ア 政策局（12か所）

(1) 本庁機関（11か所）

知事室、いのち・未来戦略本部室、総務室、政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部情報公開広聴課、政策部N P O協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課

(1) 出先機関（1か所）

神奈川県東京事務所

イ 総務局（12か所）

(1) 本庁機関（6か所）

デジタル戦略本部室、組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税務指導課

(1) 出先機関（3か所）

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告]（3か所）

神奈川県緑県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

ウ くらし安全防災局（5か所）

(1) 本庁機関（3か所）

総務室、くらし安全部くらし安全交通課、くらし安全部消費生活課

(1) 出先機関（1か所）

神奈川県消防学校

[以下既報告]（1か所）

神奈川県温泉地学研究所

エ 国際文化観光局（2か所）

国際課、観光課

オ スポーツ局（2か所）

総務室、スポーツ課

カ 環境農政局（9か所）

(1) 本庁機関（5か所）

環境部環境計画課、環境部大気水質課、環境部資源循環推進課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課

(イ) 出先機関（2か所）

神奈川県農業技術センター、神奈川県水産技術センター内水面試験場

[以下既報告]（2か所）

神奈川県環境科学センター、神奈川県県央家畜保健衛生所

キ 福祉子どもみらい局（11か所）

(ア) 本庁機関（6か所）

共生推進本部室、子どもみらい部次世代育成課、子どもみらい部子ども家庭課、  
子どもみらい部青少年課、子どもみらい部私学振興課、福祉部地域福祉課

(イ) 出先機関（2か所）

神奈川県小田原児童相談所、神奈川県立青少年センター

[以下既報告]（3か所）

神奈川県立女性相談所、神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立さがみ緑風園

ク 健康医療局（13か所）

(ア) 本庁機関（4か所）

保健医療部医療保険課、保健医療部がん・疾病対策課、生活衛生部生活衛生課、  
生活衛生部薬務課

(イ) 出先機関（5か所）

神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、神奈川県小田原保健福祉事務所、神  
奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神  
奈川県厚木保健福祉事務所大和センター

[以下既報告]（4か所）

神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県精神保健福  
祉センター、神奈川県食肉衛生検査所

ケ 産業労働局（13か所）

(ア) 本庁機関（6か所）

産業部産業振興課、産業部企業誘致・国際ビジネス課、産業部エネルギー課、  
中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、労働部産業人材課

(イ) 出先機関（6か所）

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神  
奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、  
神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川障害者職業能力開発校

[以下既報告]（1か所）

神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所

## コ 県土整備局（20か所）

### (7) 本庁機関（16か所）

総務室、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河港課、河川下水道部砂防課、河川下水道部下水道課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部營繕計画課

### (4) 出先機関（2か所）

神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所

### [以下既報告]（2か所）

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

## サ 会計局（3か所）

会計課、指導課、調達課

## シ 企業庁（18か所）

### (7) 本庁機関（9か所）

総務室、財務部財務課、財務部会計課、財務部財産管理課、水道部計画課、水道部水道施設課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

### (4) 出先機関（4か所）

神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター

### [以下既報告]（5か所）

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

## ス 議会局（4か所）

総務課、経理課、議事課、政策調査課

## セ 教育委員会（130か所）

### (7) 本庁機関（10か所）

総務室、行政部行政課、行政部教育施設課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、支援部学校支援課、生涯学習部生涯学習課、生涯学習部文化遺産課

#### (イ) 出先機関（98か所）

神奈川県立総合教育センター、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立三ツ境養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川

県立伊勢原養護学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

[以下既報告] (22か所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立瀬谷養護学校

ソ 人事委員会事務局 (2か所)

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

タ 監査事務局 (1か所)

神奈川県監査事務局監査課

チ 労働委員会事務局 (1か所)

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

ツ 選挙管理委員会 (1か所)

神奈川県選挙管理委員会

テ 収用委員会事務局 (1か所)

神奈川県収用委員会事務局

ト 神奈川海区漁業調整委員会 (1か所)

神奈川海区漁業調整委員会事務局

ナ 内水面漁場管理委員会 (1か所)

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

二 公安委員会 (警察本部) (107か所)

(1) 本庁機関 (54か所)

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部施設課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務

部監察官室、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事第一課、警備部外事第二課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(イ) 出先機関（33か所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

[以下既報告]（20か所）

神奈川県山手警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署